

日 光 国 立 公 園  
(日 光 地 域)

公 園 計 画 書  
(公園計画の一部変更)

平成17年7月12日

環 境 省

# 目 次

1. 変更理由	1
2. 規制計画	2
保護規制計画	2
(1) 特別地域	2
ア 第2種特別地域	4
イ 第3種特別地域	6
(2) 面積内訳	12
ア 地域地区別土地所別有面積	12
イ 地域地区別市町村別面積	14
3. 施設計画	16
利用施設計画	16
(1) 運輸施設	16
4. 参考事項	20
(1) 指定植物	20
(2) 過去の経緯	24
(3) 公園区域	25
(4) 規制計画	27
ア 保護規制計画	27
(ア) 特別地域	27
① 特別保護地区	29
② 第1種特別地域	35
③ 第2種特別地域	41
④ 第3種特別地域	49
⑤ 指定湖沼	55
⑥ 乗入れ規制地域	55
(イ) 普通地域	57
(5) 施設計画	59
ア 保護施設計画	59
イ 利用施設計画	61
(ア) 集団施設	61
(イ) 単独施設	73
(ウ) 道路(車道)	83
(エ) 道路(歩道)	85
(オ) 運輸施設	91

## 1. 変更理由

日光国立公園は、昭和9（1934）年12月4日に阿寒、大雪山、中部山岳及び阿蘇国立公園とともに指定された、わが国最初期の公園の一つである。

当初、指定区域は日光、尾瀬及び奥鬼怒地区であったが、昭和25（1950）年9月22日に区域が拡張され、那須、甲子、塩原、藤原、栗山及び足尾地区が加えられ、概ね現在の形が作られた。その範囲は福島県、栃木県、群馬県及び新潟県の4県に及んでいる。

日光地域は、栃木県日光市、今市市、藤原町、足尾町、栗山村及び群馬県片品村の2県2市2町2村にまたがり、最高峰の白根山（2,578m）をはじめ、男体山、女峰山、太郎山など2,000mを超える山々が連なり、これらを覆う亜高山性針葉樹林やミズナラ林など原始性の高い森林とあいまって、傑出した景観を呈している。

また、中禅寺湖、湯ノ湖、西ノ湖、菅沼、丸沼などの湖沼が多い他、華厳ノ滝、竜頭ノ滝、湯滝、霧降ノ滝など多数の瀑布が点在し、景観に変化を与えている。

戦場ヶ原、小田代原、鬼怒沼などの高層湿原は、貴重な湿性植物が豊富であるばかりでなく、それぞれに特色のある湿原景観をみせている。

野生動物は、ツキノワグマ等の大型哺乳類から鳥類、昆虫類に至るまで種類、量ともに豊かであり、特にニホンジカ、ニホンザルは生息密度が高くなっている。

さらに、世界遺産に登録された東照宮をはじめ二社一寺の優れた歴史的、文化的遺産は、周辺の自然と一体となった優れた人文景観を呈している。

本地域は、東京から鉄道や東北自動車道で容易にアクセスしやすく、外国人も含め多くの利用者が訪れている。

日光地域は、指定以来、幾度かの利用施設の追加・削除の変更が行われ、社会条件の変化に対応するため、平成9（1997）年9月18日に全般的な見直し（再検討）が行われた。

今回は、平成9（1997）年の再検討後約8年が経過しているため、公園区域及び公園計画の点検（第1次点検）を行うものである。

## 2. 規制計画

### 保護規制計画

保護規制計画の一部を次のとおり変更する。

#### (1) 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表1：特別地域変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	削除	栃木県塩谷郡藤原町大字松原の一部
2	削除	栃木県今市市栗原の一部、栃木県塩谷郡藤原町大字柄倉及び大字高德の各一部

変 更 理 由	面積(ha)
第2種特別地域と普通地域の境界に図上確定線を用いているが、現地確認が困難であることから、見通線に変更する。それに伴い、特別地域を削除する。	△5 (私 △5)
公園区域内外にまたがって建物が建ち並び、特別地域としての資質を失っているため、特別地域から削除する。	△42 (私 △42)
変 更 部 分 面 積 計	△47 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 △47 〕
変 更 前 特 別 地 域 面 積	33,601 〔 国 21,280 〕 〔 公 446 〕 〔 私 11,875 〕
変 更 後 特 別 地 域 面 積	33,554 〔 国 21,280 〕 〔 公 446 〕 〔 私 11,828 〕

ア 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を次のとおり変更する。

(表2：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	変更部分の区域
1	削除	特別地域の縮小	栃木県塩谷郡藤原町大字大原の一部

変 更 理 由	面積(ha)				
第2種特別地域と普通地域の境界に図上確定線を用いており、区域線を明確化するため、特別地域から削除する。	△5 (私 △5)				
変 更 部 分 面 積 計	<table style="border: none;"> <tr><td style="text-align: right;">△5</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">国 0</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">公 0</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">私 △5</td></tr> </table>	△5	国 0	公 0	私 △5
△5					
国 0					
公 0					
私 △5					
変 更 前 第 2 種 特 別 地 域 面 積	<table style="border: none;"> <tr><td style="text-align: right;">20,841</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">国 11,373</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">公 226</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">私 9,242</td></tr> </table>	20,841	国 11,373	公 226	私 9,242
20,841					
国 11,373					
公 226					
私 9,242					
変 更 後 第 2 種 特 別 地 域 面 積	<table style="border: none;"> <tr><td style="text-align: right;">20,836</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">国 11,373</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">公 226</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">私 9,237</td></tr> </table>	20,836	国 11,373	公 226	私 9,237
20,836					
国 11,373					
公 226					
私 9,237					

イ 第3種特別地域

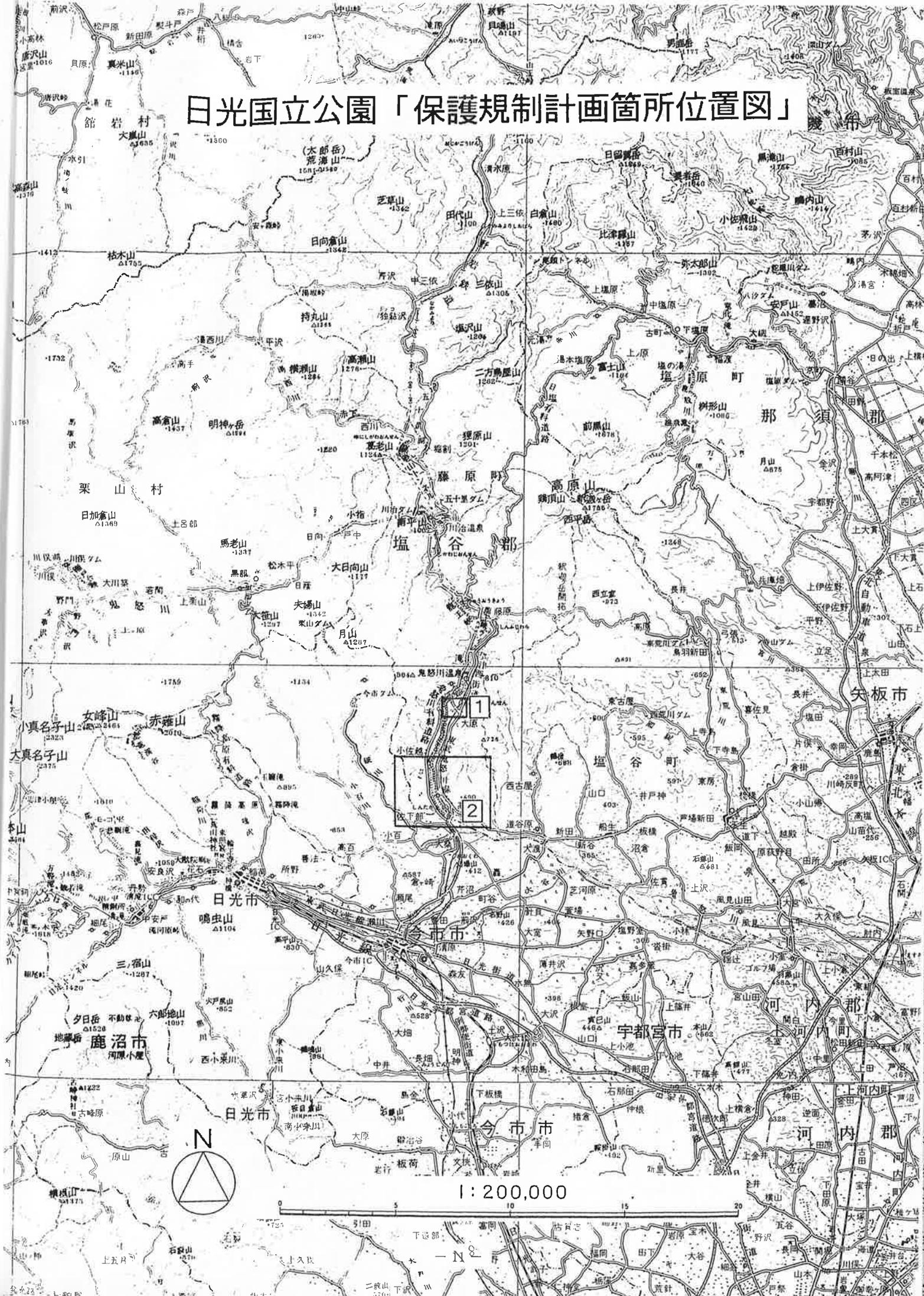
第3種特別地域の区域の一部を次のとおり変更する。

(表3：第3種特別地域変更表)

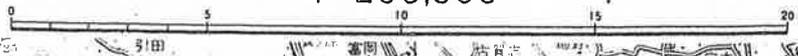
番号	区分	内容	変更部分の区域
2	削除	特別地域の縮小	栃木県今市市栗原の一部、栃木県塩谷郡藤原町大字柄倉及び大字高德の各一部

変 更 理 由	面積(ha)
公園区域内外にまたがって建物が建ち並び、特別地域としての資質を失っているため、特別地域から削除する。	△42 (私 △42)
変 更 部 分 面 積 計	△42 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 △42 〕
変 更 前 第 3 種 特 別 地 域 面 積	4,355 〔 国 3,262 〕 〔 公 220 〕 〔 私 873 〕
変 更 後 第 3 種 特 別 地 域 面 積	4,313 〔 国 3,262 〕 〔 公 220 〕 〔 私 831 〕

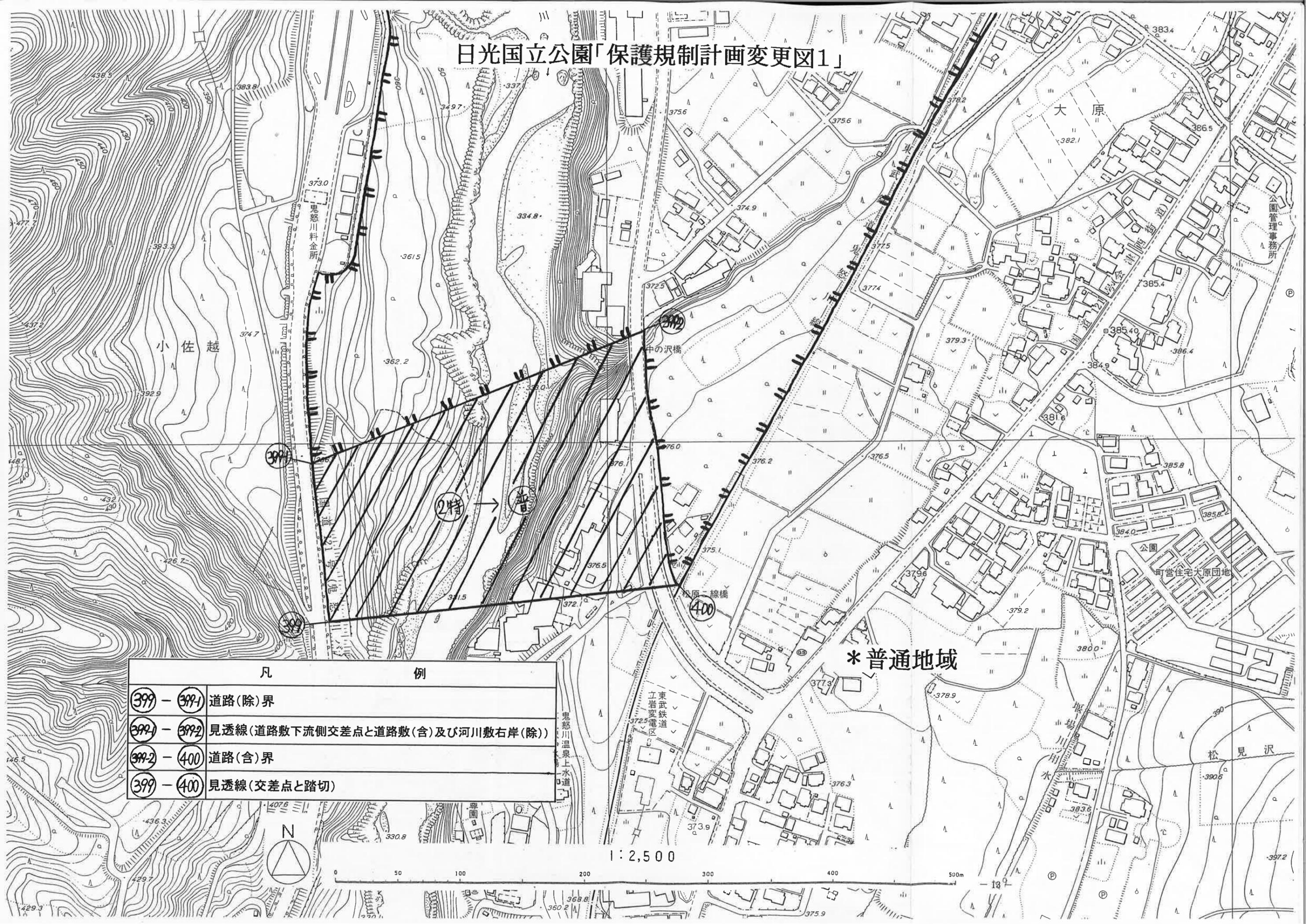
# 日光国立公園「保護規制計画箇所位置図」



1 : 200,000



# 日光国立公園「保護規制計画変更図1」



## 凡 例

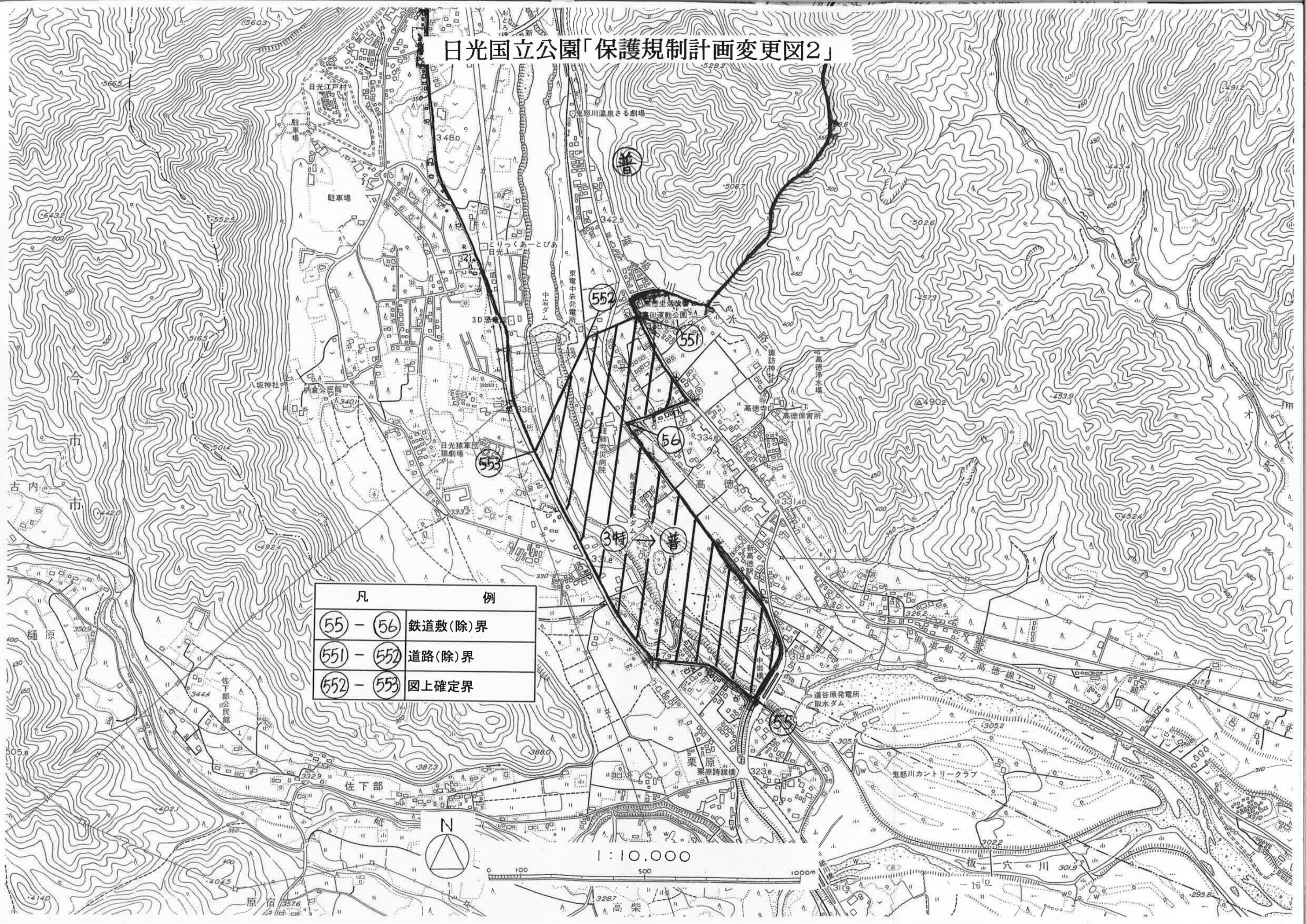
③99 - ③99-1	道路(除)界
③99-1 - ③99-2	見透線(道路敷下流側交差点と道路敷(含)及び河川敷右岸(除))
③99-2 - ④00	道路(含)界
③99 - ④00	見透線(交差点と踏切)

\* 普通地域

1:2,500



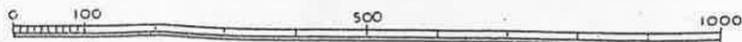
# 日光国立公園「保護規制計画変更図2」



凡	例
⑤⑤ - ⑤⑥	鉄道敷(除)界
⑤⑤① - ⑤⑤②	道路(除)界
⑤⑤② - ⑤⑤③	図上確定界



1:10,000



今市  
古内市

桶原

原宿

佐下部

高柴

板六川

日光江戸村

鬼怒川温泉さる劇場

駐車場

552

551

56

553

3特

普

八坂神社

両倉公民館

日光猿軍団  
猿劇場

332

333

334

335

336

337

338

339

340

341

342

343

344

345

346

347

552

551

56

3特

普

332

333

334

335

336

337

338

339

340

341

342

343

344

345

346

347

348

349

350

351

352

353

354

355

356

357

358

359

360

361

362

363

364

365

366

367

368

369

370

371

372

373

374

375

376

377

378

379

380

381

382

383

384

385

386

387

388

389

390

391

392

393

394

395

396

397

398

399

400

401

402

403

404

405

406

407

408

409

410

411

412

413

414

415

416

417

418

419

420

421

422

423

424

425

426

427

428

429

430

431

432

433

434

435

436

437

438

439

440

441

442

443

444

445

446

447

448

449

450

451

452

453

454

455

456

457

458

459

460

461

462

463

464

465

466

467

468

469

470

471

472

473

474

475

476

477

478

479

480

481

482

483

484

485

486

487

488

489

490

491

492

493

494

495

496

497

498

499

500

501

502

503

504

505

506

507

508

509

510

511

512

513

514

515

516

517

518

519

520

521

522

523

524

525

526

527

528

529

530

531

532

533

534

535

536

537

538

539

540

541

542

543

544

545

546

547

548

549

550

551

552

553

554

555

556

557

558

559

560

561

562

563

564

565

566

567

568

569

570

571

572

573

574

575

576

577



## (2) 面積内訳

ア 地域地区別土地所有別面積 (変更後)

(表4: 地域地区別土地所有別面積総括表)

地 域 区 分		特 別 地							
地 種 区 分		特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別	
土 地 所 有 別		国	公	私	国	公	私	国	公
栃 木 県	土地所有別面積	697	0	290	5,800	0	1,071	11,373	226
	地種区分別面積				6,871			19,473	
	地域地区別面積	987			30,487				
	地 域 別 面 積	31,474							
群 馬 県	土地所有別面積	25	0	147	123	0	252	0	0
	地種区分別面積				375			1,363	
	地域地区別面積	172			1,908				
	地 域 別 面 積	2,080							
合 計	土地所有別面積	722	0	437	5,923	0	1,323	11,373	226
	地種区分別面積 (比率)				7,246 (9.6)			20,836 (27.5)	
	地域地区別面積 (比率)	1,159 (1.5)			32,395 (42.8)				
	地 域 別 面 積 (比率)	33,554 (44.3)							

(単位：面積h a、比率%)

域				普通地域 (陸 域)			合 計 (陸 域)		
地域	第3種特別地域								
私	国	公	私	国	公	私	国	公	私
7,874	3,262	220	661	29,050	1,308	9,929	50,182	1,754	19,825
	4,143								
				40,287			71,761		
1,363	0	0	170	159	0	1,706	307	0	3,638
	170								
				1,865			3,945		
9,237	3,262	220	831	29,209	1,308	11,635	50,489	1,754	23,463
	4,313 ( 5.7)								
				42,152 (55.7)			75,706 (100.0)		

イ 地域地区別市町村別面積（変更後）  
 (表 5 : 地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区 市町村名			現					行	
			特 別 地 域					普通地域 (陸域)	合 計 (陸域) A
			特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計		
栃木県	日 光 市		836	5,933	6,908	1,255	14,932	8,377	23,309
	今 市 市		0	37	193	7	237	1,075	1,312
	上都賀郡	足尾町	0	171	565	1,348	2,084	1,070	3,154
	塩谷郡	栗山村	151	730	9,078	936	10,895	21,400	32,295
		藤原町	0	0	2,734	639	3,373	8,318	11,691
小 計			987	6,871	19,478	4,185	31,521	40,240	71,761
群馬県	利根郡	片品村	172	375	1,363	170	2,080	1,865	3,945
小 計			172	375	1,363	170	2,080	1,865	3,945
合 計			1,159	7,246	20,841	4,355	33,601	42,105	75,706

(単位：面積ha)

変 更 後							増 減 (陸 域) B - A
特 別 地 域					普通地域 (陸 域)	合 計 (陸 域) B	
特 保	第1種	第2種	第3種	小 計			
836	5,933	6,908	1,255	14,932	8,377	23,309	0
0	37	193	0	230	1,082	1,312	0
0	171	565	1,348	2,084	1,070	3,154	0
151	730	9,078	936	10,895	21,400	32,295	0
0	0	2,729	604	3,333	8,358	11,691	0
		△5	△42	△47	47	71,761	0
987	6,871	19,473	4,143	31,474	40,287		
172	375	1,363	170	2,080	1,865	3,945	0
172	375	1,363	170	2,080	1,865	3,945	0
		△5	△42	△47	47	75,706	0
1,159	7,246	20,836	4,313	33,554	42,152		

### 3. 施設計画

#### 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

#### (1) 運輸施設

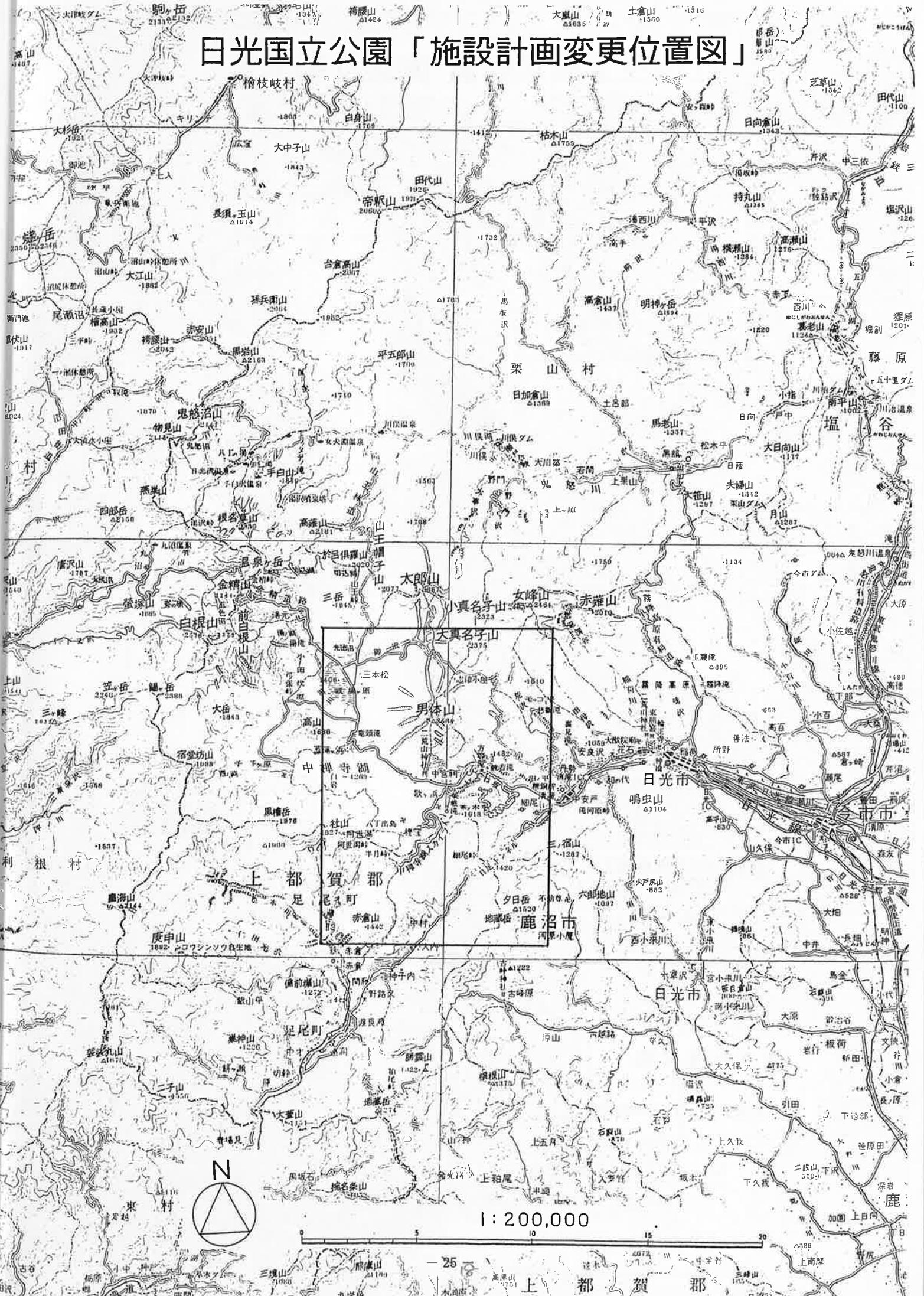
次の運輸施設を削除する。

(表6：運輸施設削除表)

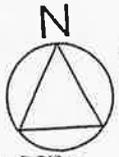
番号	路線名	種類	位置又は区間
5	茶ノ木平線	索道運送施設	起点－栃木県日光市（中宮祠集団施設地区） 終点－栃木県日光市（茶ノ木平）

告 示 年 月 日	理 由
平成 9年 9月18日	今後整備する見込みがなく、実態上計画の必要性が乏しいため。

# 日光国立公園「施設計画変更位置図」



1:200,000

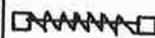


# 日光国立公園「施設計画変更図」



茶ノ木平索道運送施設 (削除)

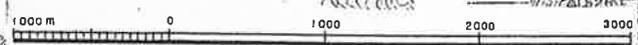
## 施設計画凡例



索道運送施設



1 : 50,000



4. 参考事項

(1) 指定植物

特別地域において、採取または損傷を規制する植物は以下のとおりである。

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
ヒカリゴケ	ヒカリゴケ
ヒカゲノカズラ	ミヤマヒカゲノカズラ、ヒメスギラン、スギラン、ヤチスギラン、マンネンスギ、コスギラン、タカネヒカゲノカズラ
イワヒバ	エゾヒメクラマゴケ、ヒモカズラ、イワヒバ
ミズニラ	ヒメミズニラ
ハナヤスリ	ヒメハナワラビ (ヘビノシタ)、エゾフユノハナワラビ (ヤマハナワラビを含む。)
イノモトソウ	ハコネソウ (ハコネシダ)
オシダ	ナンタイシダ、イワイヌワラビ、ナヨシダ、オクヤマシダ、ウサギシダ、イワウサギシダ、ニッコウシダ、タチヒメワラビ
シンガシラ	ミヤマシンガシラ
チャセンシダ	クモノスシダ
ウラボシ	ミヤマウラボシ、ホテイシダ
マツ	ハイマツ
ヒノキ	ミヤマビャクシン (ミヤマハイビャクシン)、ミヤマネズ
イチイ	キャラボク
ヤマモモ	ヤチヤナギ
ヤナギ	シライヤナギ
イラクサ	コケミズ
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ
タデ	イブキトラノオ (エゾイブキトラノオを含む。)、ムカゴトラノオ、ウラジロタデ
ナデシコ	カトウハコベ、ミヤマミミナグサ、クモマミミナグサ、タカネナデシコ (クモイナデシコを含む。)、センジュガンピ、オオビランジ (ツルビランジ、ビランジを含む。)、コバノツメクサ、エゾフスマ (シラオイハコベ)、シコタンハコベ
キンポウゲ	オオレイジンソウ、オクトリカブト、ナンタイブシ、レイジンソウ、アズマレイジンソウ、ホソバトリカブト、ジョウシュウトリカブト、ヒメイチゲ、ハクサンイチゲ (チョウカイイチゲ、エゾノハクサンイチゲを含む。)、イチリンソウ、キクザキイチリンソウ、アズマイチゲ、サンリンソウ、レンゲショウマ、ミヤマオダマキ、リュウキンカ (エンコウソウを含む。)、ミヤマハンショウヅル (コミヤマハンショウヅルを含む。)、カザグルマ、トリガタハンショウヅル、バイカオウレン、ミツバオウレン、ミツバノバイカオウレン (コシジオウレン)、セツブンソウ、シラネアオイ、シロカネソウ (ツルシロカネソウ)、オキナグサ、ミヤマキンポウゲ、オゼキンポウゲ (シコタンキンポウゲ)、イトキンポウゲ、ハルカラマツ、ミヤマカラマツ、シナノキンバイ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク
メギ	サンカヨウ、キバナイカリソウ、クモイイカリソウ、トガクシショウマ (トガクシソウ)

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
スイレン ウマノスズクサ オトギリソウ モウセンゴケ ケン アブラナ	オゼコウホネ、エゾヒツジグサ (ヒツジグサを含む。) ミチノクサイシン、コシノカンアオイ、ウスバサイシン (サイシン) ニッコウオトギリ、イワオトギリ (ハイオトギリ) ナガバノモウセンゴケ、サジバモウセンゴケ、モウセンゴケ エゾエンゴサク、コマクサ、ヤマブキソウ、オサバグサ ミヤマハタザオ、イワハタザオ (イワテハタザオを含む。)、ミヤマガラシ (ヤマガラシ)、クモナズナ、ハクセンナズナ、ミギワガラシ
ベンケイソウ	ホソバノキリンソウ、ホソバワイベンケイ (アオノイワベンケイ)、イワベンケイ
ユキノシタ	アラシグサ、ヒメウメバチソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ (コウメウメバチソウを含む。)、ダイヤモンドソウ (ウチワダイヤモンドソウを含む。)、ミヤマダイヤモンドソウ、ウラベニダイヤモンドソウ、エゾクロクモソウ (クロクモソウを含む。)、フキユキノシタ
バラ	コシジシモツケソウ、シモツケソウ (アカバナシモツケソウを含む。)、ノウゴウイチゴ、シロバナノヘビイチゴ (モリイチゴ)、ミヤマダイコンソウ、チングルマ、イワキンバイ、キンロバイ、ミヤマキンバイ、クロバナロウゲ、ミネザクラ (チシマザクラを含む。)、オオタカネバラ、タカネイバラ、コガネイチゴ、ベニバナイチゴ、タカネトウウチソウ (ケトウウチソウを含む。)、マルバシモツケ、イワシモツケ、ホザキシモツケ
マメ	カラフトモメンヅル、イワオオギ
フウロソウ	グンナイフウロ、アサマフウロ、コフウロ、ハクサンフウロ
トウダイグサ	オゼヌマタイゲキ
スマレ	キバナノコマノツメ、ウスバスマレ、オオバキスマレ、ヒゴスマレ、ナエバキスマレ、オオバタチツボスマレ、ミヤマスマレ、ミヤマツボスマレ、ヒメスマレサイシン
アカバナ	ヤナギラン、ヒメアカバナ、ミヤマアカバナ、ムツアカバナ
スギナモ	スギナモ
ミズキ	ゴゼンタチバナ
セリ	イワテトウキ (ナンブトウキ)、ハクサンサイコ、ミヤマニンジン、ハクサンボウフウ、シラネニンジン、ミヤマウイキョウ (ヤマウイキョウ)
イワウメ	イワウメ、ヒメイワカガミ、イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)、イワウチワ (オオイワウチワ、トクワカソウを含む。)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ、コバノイチヤクソウ、ベニバナイチヤクソウ (ベニイチヤクソウ)、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ、コイチヤクソウ
ツツジ	ヒメシャクナゲ、コメバツガザクラ、ウラシマツツジ、イワヒゲ、ハリガネカズラ、ヒメハナヒリノキ、アカモノ、シラタマノキ、イワナンテン、ミネズオウ、ウラジロヨウラク (ツリガネツツジを含む。)、ヒメツルコケモモ、ツルコケモモ、イワナシ、アオノツガザクラ、ツガザクラ、ムラサキヤシオ、キバナシャクナゲ、ハクサンシャクナゲ (シロバナシャクナゲ、ネモトシャクナゲを含む。)、レンゲツツジ、アズマシャクナゲ、オオバツツジ、アカヤシオ、シロヤシオ (ゴヨウツツジ)、コメツツジ、トウゴクミツバツツジ、ミヤマホツツジ、サラサドウダン、ベニサラサドウダン、コケモモ

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ガンコウラン	ガンコウラン
サクラソウ	ヤナギトラノオ、クリンソウ、オオサクラソウ、ユキワリソウ、ユキワリコザクラ、サクラソウ、ツマトリソウ、コツマトリソウ
リンドウ	トウヤクリンドウ、コヒナリンドウ、オヤマリンドウ、ハルリンドウ、タテヤマリンドウ、エゾリンドウ、ハナイカリ、ホソバツルリンドウ、イワイチョウ、ミツガシワ
アカネ	エゾノヨツバムグラ、オオバノヨツバムグラ
ムラサキ	ムラサキ
シソ	タテヤマウツボグサ、イブキジャコウソウ (イワジャコウソウを含む。)
ゴマノハグサ	ホソバコゴメクサ、ヒメコゴメクサ (コバノコゴメクサ)、ヤマウツボ (ケヤマウツボを含む。)、ヨツバシオガマ、ハンカイシオガマ、オニシオガマ、タカネシオガマ、エゾシオガマ、ヒメトラノオ、クガイソウ
ハマウツボ	オニク
タヌキモ	コウシンソウ、ムシトリスミレ、ミミカキグサ、コタヌキモ、ヤチコタヌキモ、ヒメタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
スイカズラ	リンネソウ、クロミノウグイスカグラ、ニッコウヒョウタンボク、コウグイスカグラ
オミナエシ	コキンレイカ (ハクサンオミナエシ)
マツムシソウ	マツムシソウ (エゾマツムシソウを含む。)
キキョウ	フクシマシャジン、ヒメシャジン、ミョウギシャジン、ミヤマシャジン、ハクサンシャジン (タカネツリガネニンジン)、イワギキョウ、ヤマホタルブクロ、サワギキョウ、キキョウ
キク	クリヤマハハコ、チョウジギク、ウサギギク (エゾウサギギクを含む。)、ミヤマオトコヨモギ、ヒメシオン、ミヤマヨメナ、ハコネギク (ミヤマコンギク)、カニコウモリ、イワインチン、オゼヌマアザミ、オニアザミ (ハリオニアザミを含む。)、フジアザミ、ニッコウアザミ、アズマギク、ジョウシュウアズマギク、ミヤマコウゾリナ、ミズギク (オゼミズギクを含む。)、タカネニガナ、クモマニガナ、ホソバヒナウスユキソウ、ウスユキソウ、マルバダケブキ、オタカラコウ、コウシュウヒゴタイ、シラネアザミ、ニッコウトウヒレン、アサマヒゴタイ、センダイトウヒレン (ナンブトウヒレン)、ヒメヒゴタイ、ヤハズトウヒレン、セイタカトウヒレン (トウヒレン)、キクアザミ、コウリンカ、ミヤマアキノキリンソウ (コガネギク)、クサノオオバノギク
ホロムイソウ	ホロムイソウ、ホソバノシバナ
ユリ	ネバリノギラン、シブツアサツキ、ヤマラッキョウ、ツバメオモト、スズラン、カタクリ、キバナノアマナ、ショウジョウバカマ、ニッコウキスゲ (ゼンテイカ)、イワギボウシ、タチギボウシ、オゼソウ、コオニユリ、クルマユリ、ヒメサユリ、チシマアマナ、ヒメマイズルソウ、キンコウカ、キヌガサソウ、クルマバツクバネソウ、ワニグチソウ、ヒメハユキザサ、オオバタケシマラン、チシマゼキショウ (リシリゼキショウ)、チャボゼキショウ、イワショウブ、ハナゼキショウ (イワゼキショウ)、タマガワホトトギス、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ (シロバナエンレイソウ)、タカネシュロソウ (ムラサキタカネアオヤギソウ)、タカネアオヤギソウ、コバイケイ (ウラゲコバイケイを含む。)

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
アヤメ	ノハナショウブ、ヒメシャガ、カキツバタ、ヒオオギアヤメ、ナスヒオオギアヤメ
イグサ	ミクリゼキショウ、ミヤマホソコウガイゼキショウ、ミヤマゼキショウ、タカネスズメノヒエ (ミヤマスズメノヒエ)
ホシクサ	クロイヌノヒゲモドキ
イネ	ミヤマヌカボ、タカネコウボウ、ヒゲノガリヤス、チシマガリヤス、ミヤマノガリヤス、ヤマオオウシノケグサ
サトイモ	ミズバショウ、ヒメザゼンソウ、ザゼンソウ
ミクリ	ホソバタマミクリ
カヤツリグサ	イトナルコスゲ、ヤチスゲ、ホロムイスゲ、アシボソスゲ (シロウマスゲ)、イワスゲ、シロハリスゲ (イッポンスゲ)、ヒロハオゼヌマスゲ、ヌイオスゲ (シロウマヒメスゲ)、サギスゲ、ワタスゲ、ミヤマイヌノハナヒゲ、ミネハリイ、タカネクロスゲ
ラン	コアニチドリ、エビネ、キンセイラン、キソエビネ、サルメンエビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、アオチドリ、サイハイラン、トケンラン、シュンラン (ホクロ)、コアツモリ、クマガイソウ、アツモリソウ、イチヨウラン、サワラン (アサヒラン)、キリガミネアサヒラン、コイチヨウラン、アオスズラン (エゾスズラン)、カキラン、トラキチラン、アオキラン、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ヒロハツリシュスラン、ヒメミヤマウズラ、ミヤマウズラ、シュスラン、ノビネチドリ、テガタチドリ (チドリソウ)、ミヤマモジズリ、オオミズトンボ (サワトンボ)、サギソウ、ミズトンボ、オゼノサワトンボ、ムカゴソウ、ムヨウラン、ギボウシラン、フガクスズムシ、ジガバチソウ、クモキリソウ、スズムシソウ、フタバラン (コフタバラン)、アオフタバラン、ミヤマフタバラン、タカネフタバラン、ヤチラン、ホザキイチヨウラン、アリドウシラン、ヒメムヨウラン、サカネラン、ヨウラクラン、ハクサンチドリ (ウズラバハクサンチドリを含む。)、ヒナチドリ、カモメラン (カモメソウ)、オノエラン、ウチヨウラン、ニョホウチドリ、コケイラン、タカネトンボ、ジンバイソウ、ミズチドリ、ツレサギソウ、ヤマザキソウ、マイサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、キソチドリ、オオヤマサギソウ、ミヤマチドリ (ニッコウチドリ)、ホソバノキソチドリ、トキソウ、ヤマトキソウ、カヤラン、ヒトツボクロ、イイヌマムカゴ、トンボソウ、ハクウンラン、ショウキラン

(2) 過去の経緯

- 昭和 9年12月 4日 指定
- 昭和13年 5月13日 特別地域指定、制限緩和地区指定
- 昭和25年 9月22日 区画拡張（那須、甲子、塩原、藤原、栗山）
- 昭和28年12月22日 特別保護地区指定（尾瀬）
- 昭和32年 4月 5日 那須御用邸付属地拡張及び削除、特別地域化  
特別保護地区拡張（日光）  
7月 8日 日光旧皇室財産区域拡張、特別地域化
- 昭和34年10月26日 湯元集団施設地区の詳細計画決定  
光徳集団施設地区の一般計画決定
- 昭和36年 7月 1日 光徳集団施設地区（28.92ha）の詳細計画決定
- 昭和37年 6月 4日 湯元集団施設地区に第2宿舎区（4.4ha）を追加
- 昭和40年 3月19日 特別保護地区（太郎山及び女峰山北斜面）  
4月15日 特別地域拡張（光徳、戦場ヶ原第2種特別地域扱い239ha及び  
第3種特別地域335ha）
- 昭和42年12月 5日 特別保護地区及び特別地域変更（尾瀬）
- 昭和46年11月13日 指定湖沼指定（五色沼・鬼怒沼）
- 平成 4年 1月31日 車馬等の乗入れ規制地域指定
- 平成 9年 9月18日 公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）

(3) 公園区域

公園区域は次のとおりである。

(表7：公園区域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
栃 木 県	日光市内 国有林日光森林管理署 614林班から618林班まで、1001林班から1003林班まで、1009林班、1012林班から1015林班まで、1017林班から1038林班まで、1040林班から1043林班まで、1045林班、1046林班、1048林班、1052林班、1054林班から1056林班まで、1061林班から1063林班まで、1065林班から1068林班まで、1072林班から1100林班まで、1102林班から1128林班まで及び1130林班から1140林班までの全部 (国13,872)	23,309
	日光市 清滝、清滝安良沢町、清滝桜ヶ丘町、清滝新細尾町、清滝丹勢町、清滝町、清滝中安戸町、清滝和の代町、久次良町、山内、匠町、丹勢、花石町、本町及び安川町の全部並びに稲荷町、上鉢石町、下鉢石町、中宮祠、所野、中鉢石町、日光、萩垣面、細尾町及び湯元の各一部 (国 311) (公 225) (私 7,725)	
	日光市 湯ノ湖及び中禅寺湖の全部 (国 1,176)	
	今市市内 国有林日光森林管理署 72林班の全部 (国 439)	
今市市 栗原及び瀬尾の各一部 (私 873)	1,312	
上都賀郡足尾町内	国有林日光森林管理署 252林班から258林班までの全部並びに251林班及び263林班の各一部 (国 3,086)	3,154
	上都賀郡足尾町 字木ノ面の一部 (私 68)	
塩谷郡栗山村内	国有林日光森林管理署 15林班から29林班まで、38林班から61林班まで及び136林班から138林班までの全部並びに70-1林班及び500林班の各一部 (国22,060)	32,295
	塩谷郡栗山村 大字上栗山、大字川俣、大字黒部、大字土呂部、大字西川、大字野門、大字日蔭、大字日向及び大字湯西川の各一部 (国 300) (公 1,090) (私 8,845)	

(表7：公園区域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
	塩谷郡藤原町内 国有林日光森林管理署 1林班、4林班から14林班まで、41林班、62林班から 67林班まで、101林班から103林班まで、116林班か ら119林班まで及び135林班の全部並びに2林班、3林 班及び500林班の各一部 (国 8,698)	11,691	
	塩谷郡藤原町 大字五十里、大字大原、大字柄倉、大字川治、 大字小佐越、大字高德、大字高原、大字滝及び 大字藤原の各一部 (国 240) (公 439) (私 2,314)		
		小 計	71,761
群馬県	利根郡片品村 国有林利根沼田森林管理署 77林班の一部 (国 159)	3,945	
	利根郡片品村 大字東小川の一部 (国 148) (私 3,638)		
		小 計	3,945
合 計		75,706	

(4) 規制計画

ア 保護規制計画

(ア) 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表8：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
栃 木 県	日光市内 国有林日光森林管理署 1001林班、1042林班、1043林班、1045林班、1046林班、1048林班、1052林班、1054林班から1056林班まで、1061林班から1063林班まで、1065林班から1068林班まで、1072林班から1100林班まで、1102林班から1107林班まで、1109林班から1128林班まで及び1131林班から1133林班までの全部並びに615林班から618林班まで、1002林班、1012林班、1013林班、1108林班、1130林班、1134林班から1137林班まで及び1140林班の各一部 (国 8,699)	14,932	
	日光市 山内の全部並びに上鉢石町、清滝、清滝桜ヶ丘町、清滝町、匠町、丹勢、中宮祠、所野、日光、花石町、萩垣面、細尾町、本町、安川町及び湯元の各一部 (国 294) (公 220) (私 4,543)		
	日光市内 湯ノ湖及び中禅寺湖の全部 (国 1,176)		
	今市市内 国有林日光森林管理署 72林班の一部 (国 127)		
今市市内 瀬尾の一部 (私 110)	230		
上 都 賀 郡 足 尾 町 内	国有林日光森林管理署 252林班から256林班までの全部並びに251林班、257林班、258林班及び263林班の各一部 (国 2,016)	2,084	
	上 都 賀 郡 足 尾 町 字木ノ面の一部 (私 68)		

(表 8 : 特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
	塩谷郡栗山村内 国有林日光森林管理署 15林班、22-I林班、44林班及び45林班の全部並びに 16林班、22-II林班から28林班まで、38林班から41林 班まで、43林班、46林班から58林班まで、61林班及 び136林班から138林班までの各一部 (国 6,428)  塩谷郡栗山村 大字上栗山、大字川俣、大字黒部、大字土呂部、 大字西川、大字野門、大字日蔭、大字日向及び 大字湯西川の各一部 (国 103 公 183 私 4,181)	10,895	
	塩谷郡藤原町内 国有林日光森林管理署 63-II林班、101林班の全部並びに1林班、5林班から 14林班まで、41林班、62林班、63-I林班、65林班か ら67林班まで、116林班から118林班まで及び135林 班の各一部 (国 2,049)  塩谷郡藤原町 大字五十里、大字大原、大字川治、大字小佐越、 大字高原、大字滝及び大字藤原の各一部 (国 240 公 43 私 1,041)	3,333	
	小 計		31,474
群 馬 県	利根郡片品村内 国有林利根沼田森林管理署 77林班の一部 (国 25)  利根郡片品村 大字東小川の一部 (国 123 私 1,932)	2,080	
	小 計		2,080
	合 計		33,554

① 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表 9 : 特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (h a)	
栃木県	日光市内 国有林日光森林管理署 1043林班の全部並びに618林班、1042林班、1054林班、1063林班、1074林班、1091林班、1100林班、1102林班、1103林班、1108林班、1128林班、1130林班及び1133林班の各一部 (国 546)  日光市 上鉢石町、山内、中宮祠、日光及び湯元の各一部 (私 290)	836	
	塩谷郡栗山村内 国有林日光森林管理署 44林班、47林班、48林班及び50林班から54林班までの各一部 (国 151)	151	
		小 計	987
群馬県	利根郡片品村内 国有林利根沼田森林管理署 77林班の一部 (国 25)  利根郡片品村 大字東小川の一部 (私 147)	172	
		小 計	172
	合 計		1,159



(表 10 : 特別保護地区内訳表)

名 称	区 域	
鬼怒沼	栃木県塩谷郡栗山村内 国有林日光森林管理署 44林班の一部	(国 28)
湯沢	栃木県塩谷郡栗山村内 国有林日光森林管理署 47林班及び48林班の各一部	(国 3)
太郎山	栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 1100林班の一部	(国 16)
	栃木県日光市 中宮祠の一部	(私 94)
	栃木県塩谷郡栗山村内 国有林日光森林管理署 50林班の一部	(国 87)
女峰山	栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 618林班及び1133林班の各一部	(国 14)
	栃木県日光市 日光の一部	(私 40)
	栃木県塩谷郡栗山村内 国有林日光森林管理署 51林班から54林班までの各一部	(国 32)
白根山	栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 1042林班、1043林班及び1091林班の各一部	(国 182)
	栃木県日光市 湯元の一部	(私 88)
	群馬県利根郡片品村内 国有林利根沼田森林管理署 77林班の一部	(国 25)
	群馬県利根郡片品村 大字東小川の一部	(私 147)

地 区 の 概 要	面 積(ha)
<p>標高2,020mの日本で最も高地にある高層湿原として学術的価値が高く、また、周囲のクロベ低木林とともに優れた景観を呈しており、厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>28 (国 28)</p>
<p>噴孔から湧き出した温泉に含まれる炭酸石灰が外気に触れて結晶になり、塔状に成長したものであり、厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>3 (国 3)</p>
<p>溶岩円頂丘で、山頂付近は高山帯、亜高山帯の優れた自然景観を呈しており、厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>197 (国 103) 私 94</p>
<p>成層火山の女峰・帝釈山一帯の標高2,200～2,300m以上の部分で、高山帯の林相を呈しており、山頂部一帯は優れた高山植物群落があり、厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>86 (国 46) 私 40</p>
<p>栃木・群馬両県境に位置する白根山は、火山では関東地方以北、東北・北海道地域で最高峰である。また、日光火山群で唯一有史以来の噴火の記録を持つ山で、明治時代まで噴火を続けた若い火山である。最高点は西よりの中央火口丘（標高2,578m）で、東方に前白根山、五色山、北に座禅山などを従え、前白根山との間に、五色沼などがある。五色沼・弥陀ヶ池周辺や稜線にはシラネアオイ、ガンコウラン等の高山植物が多く、厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>442 (国 207) 私 235</p>

(表 10 : 特別保護地区内訳表)

名 称	区 域	
湯滝	栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 1063林班及び1074林班の各一部	(国 1)
戦場ヶ原	栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 1103林班の全部並びに1102林班の一部	(国 201)
小田代原	栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 1054林班の一部	(国 45)
野州原	栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 1130林班の一部	(国 84)
日光山内	栃木県日光市 上鉢石町、山内及び日光の各一部	(私 68)
竜頭滝	栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 1108林班の一部	(国 1)
華厳滝	栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 1128林班の一部	(国 3)
合 計		

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p><small>みつだけ</small> 三岳の噴火によって出来た堰止湖である湯ノ湖の水が火山噴出物から成る岩盤の上を流れ下る豪壮な滝であり、周囲の景観と相まって優れた景観を呈しており、厳正に景観の保護を図る必要がある。</p>	<p>1 (国 1)</p>
<p>男体山の噴火によってできた堰止湖が、徐々に土砂や火山の噴出物などで埋まり、さらにヨシ等の水生植物の遺体が堆積してできた我が国で代表的な高層湿原である。100種以上の湿原植物が自生し、学術的価値が高く、厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>201 (国 201)</p>
<p>ホザキシモツケ、ニッコウアザミ等の優れた自然植生からなる草原であり、厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>45 (国 45)</p>
<p>カラマツが点在するササ原地にシロヤシオツツジが大群落をなしており、学術的価値が高く、厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>84 (国 84)</p>
<p>東照宮、<small>ふたらしん</small>二荒山神社本宮及び別宮、<small>りんのおじ</small>輪王寺、<small>だいゆういんれいびょう</small>輪王寺大猷院靈廟、<small>しんきょう</small>神橋等を含む一帯で、比較的狭い地形に制約されながらも地形を巧みに利用し江戸時代初期の文化の精粋を集めて豪華絢爛たる建造物群を建設して自然と調和させた優れた人文景観を呈しており、建築、美術、工芸等学術的価値が高く、厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>68 (私 68)</p>
<p>湯滝を経て戦場ヶ原を流れてきた湯川が中禅寺湖に注ぐ手前にあり、幅は10m、長さは210mにも及ぶ。滝が流れている岩盤は、男体山の火山活動の末期に噴出したもので、この軽石流は、昔巨大な湖だった戦場ヶ原を一気に埋め尽くしたものがここまで流れ下ってきたものである。この大岩を噛むように流れる豪快さから竜の頭に見立てられ、周囲の景観と相まって優れた景観を呈しており、厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>1 (国 1)</p>
<p>溪流が一本の瀑身となって落下する滝として有数のものであり、滝の高さ約97m、落口幅約7mもあり、また、滝のかかる岩壁は上部安山岩、上部火山角礫岩、下部安山岩、下部火山角礫岩がみられ上部安山岩に見事な柱状節理が観察される。これは男体火山の早期溶岩が古大谷川溪谷を堰き止めたためできたもので、厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>3 (国 3)</p>
<p>1, 159</p>	

② 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表11：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
栃 木 県	日光市内 国有林日光森林管理署 1001林班、1076林班、1090林班、1092林班から1094林班まで及び1120林班から1127林班までの全部並びに615林班から618林班まで、1002林班、1012林班、1013林班、1042林班、1052林班、1061林班から1063林班まで、1065林班、1068林班、1072林班から1075林班まで、1077林班、1091林班、1097林班、1098林班、1102林班から1112林班まで、1114林班、1116林班から1119林班まで及び1128林班の各一部 (国 3,751)	5,933 (国 4,930) (私 1,003)	
	日光市 中宮祠及び細尾町の各一部 (国 3) (私 1,003)		
	日光市内 中禅寺湖及び湯ノ湖の全部 (国 1,176)		
	今市市内 国有林日光森林管理署 72林班の一部 (国 37)	37 (国 37)	
	上都賀郡足尾町内 国有林日光森林管理署 256林班の一部 (国 103)	171 (国 103) (私 68)	
上都賀郡足尾町 字木ノ面の一部 (私 68)			
塩谷郡栗山村内 国有林日光森林管理署 28林班、44林班から48林班まで及び50林班から58林班までの各一部 (国 730)	730 (国 730)		
		小 計	6,871
群 馬 県	利根郡片品村 大字東小川の一部 (国 123) (私 252)	375 (国 123) (私 252)	
			小 計
合 計		7,246	



(表 1 2 : 第 1 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
湯ノ湖	栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 1065林班及び1072林班から1074林班までの各一部 (国 81)
	栃木県日光市内 湯ノ湖の全部 (国 36)
戦場ヶ原	栃木県日光市 国有林日光森林管理署 1076林班の全部並びに1052林班、1061林班から1063林班まで、1074林班、 1075林班、1077林班及び1102林班から1105林班までの各一部 (国 258)
男体山山頂及び南側斜面、中禅寺湖一帯	栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 1120林班から1127林班までの全部並びに615林班、616林班、1106林班から 1112林班まで、1114林班、1116林班から1119林班まで及び1128林班の 各一部 (国1,484)
	栃木県日光市 中宮祠の一部 (私1,003)
	栃木県日光市内 中禅寺湖の全部 (国1,140)
西ノ湖	栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 1001林班の全部並びに1002林班、1012林班及び1013林班の各一部 (国 107)
いろは坂付近	栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 615林班の一部 (国 28)
	栃木県日光市 細尾町の一部 (国 3)
寂光滝	栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 617林班の一部 (国 1)
裏見滝	栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 617林班の一部 (国 5)

地 区 の 概 要	面 積(ha)
<p>コメツガ等の自然植生で構成される湯ノ湖一帯の優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>1 1 7 (国 117)</p>
<p>特別保護地区である戦場ヶ原地区に連続し、低木群落やクリ、ミズナラの自然植生等で構成される優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>2 5 8 (国 258)</p>
<p>中宮祠などの利用拠点からの展望対象であり、優れた火山地形とコメツガの優れた自然植生等で構成される男体山の山頂部及び南側斜面と男体山の堰止湖である中禅寺湖一帯の優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>3, 6 2 7 (国 2,624) (私 1,003)</p>
<p>中禅寺湖の西部に位置し、ヤチダモ等の自然植生で構成される西ノ湖一帯の優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>1 0 7 (国 107)</p>
<p>日光市街地から華巖滝、中禅寺湖方面等の入り口である日光片品線道路(車道)の通称、第2いろは坂沿線の優れた自然景観を呈する地域である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>3 1 (国 31)</p>
<p>日光市街地の北側に位置し、クリ、ミズナラ林等に囲まれた寂光滝一帯の優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>1 (国 1)</p>
<p>日光市街地の北側に位置し、クリ、ミズナラ林等に囲まれた裏見滝一帯の優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>5 (国 5)</p>

(表 1 2 : 第 1 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
奥日光稜線部	栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 1090林班及び1092林班から1094林班までの全部並びに1042林班、1091林班、1097林班及び1098林班の各一部 (国1,386)
	栃木県塩谷郡栗山村内 国有林日光森林管理署 45林班から48林班までの各一部 (国 287)
女峰・赤薙山稜線	栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 618林班の一部 (国 401)
	栃木県今市市内 国有林日光森林管理署 72林班の一部 (国 37)
	栃木県塩谷郡栗山村内 国有林日光森林管理署 51林班から58林班までの各一部 (国 276)
瀬戸合峡	栃木県塩谷郡栗山村内 国有林日光森林管理署 28林班の一部 (国 47)
鬼怒沼周辺	栃木県塩谷郡栗山村内 国有林日光森林管理署 44林班及び45林班の各一部 (国 85)
太郎山北側斜面	栃木県塩谷郡栗山村内 国有林日光森林管理署 50林班の一部 (国 35)
庚申山	栃木県上都賀郡足尾町内 国有林日光森林管理署 256林班の一部 (国 103)
	栃木県上都賀郡足尾町 木ノ面の一部 (私 68)
丸沼・菅沼	群馬県片品村 大字東小川の一部 (国 123) (私 252)
合 計	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>奥日光の主要な景観構成要素であり、コメツガ等の自然植生で構成される於呂俱羅山、温泉ヶ岳、金精山、外山、根名草山の周辺の優れた自然景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画：未区分特別地域</p>	<p>1, 6 7 3 (国 1,673)</p>
<p>特別保護地区であり表日光連峰の核心部をなす女峰山地区に連続し、ハイマツ、コケモモ等の風衝植生及びコメツガ等の自然植生で構成される女峰山、赤薙山の稜線及び中腹部分の優れた自然景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画：未区分特別地域</p>	<p>7 1 4 (国 714)</p>
<p>ブナ、ミズナラ等の自然植生等で構成される瀬戸合峡一帯の優れた自然景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画：未区分特別地域</p>	<p>4 7 (国 47)</p>
<p>特別保護地区である鬼怒沼地区に連続し、オオシラビソ等の自然植生で構成される物見山（毘沙門山）南東側斜面の優れた自然景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画：未区分特別地域</p>	<p>8 5 (国 85)</p>
<p>特別保護地区である太郎山地区に連続し、コメツガの自然植生等で構成される太郎山北側斜面の優れた自然景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画：未区分特別地域</p>	<p>3 5 (国 35)</p>
<p>クリ、ミズナラ及び学術上注目すべきコウシンソウ等がみられる庚申山南西側斜面の優れた自然景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画：未区分特別地域</p>	<p>1 7 1 (国 103) (私 68)</p>
<p>シラビソ、ブナの自然植生等がみられる白根火山の堰止湖である丸沼並びに菅沼周辺及び日光片品線道路（車道）（国道120号）沿線の優れた自然景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画：未区分特別地域</p>	<p>3 7 5 (国 123) (私 252)</p>
	<p>7, 2 4 6</p>

③ 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表13：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
栃 木 県	日光市内 国有林日光森林管理署 1045林班、1046林班、1048林班、1055林班、1056林班、1066林班、1067林班、1078林班から1081林班まで、1083林班、1084林班、1095林班、1096林班、1113林班、1115林班、1131林班及び1132林班の全部並びに616林班、1052林班、1054林班、1061林班から1063林班まで、1065林班、1068林班、1072林班から1075林班まで、1077林班、1082林班、1085林班、1088林班、1089林班、1097林班から1100林班まで、1102林班、1104林班から1112林班まで、1114林班、1116林班から1119林班まで、1130林班及び1133林班から1137林班までの各一部 (国4,175)  日光市 上鉢石町、山内、匠町、丹勢、中宮祠、所野、日光、花石町、細尾町、本町、安川町及び湯元の各一部 (国 90) (私 2,643)	6,908	
	今市市内 国有林日光森林管理署 72林班の一部 (国 90)  今市市 瀬尾の一部 (私 103)	193	
	上都賀郡足尾町内 国有林日光森林管理署 252林班の全部並びに251林班及び256林班から258林班までの各一部 (国 565)	565	
	塩谷郡栗山村内 国有林日光森林管理署 15林班、16林班、22-1林班、24林班、25林班、27-1林班から28林班まで、38林班から41林班まで、43林班から46林班まで、48林班から58林班まで、61林班及び136林班から138林班までの各一部 (国4,647)  塩谷郡栗山村 大字上栗山、大字川俣、大字黒部、大字土呂部、大字西川、大字野門、大字日蔭、大字日向及び大字湯西川の各一部 (国 103) (公 183) (私4,145)	9,078	

(表 1 3 : 第 2 種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
栃 木 県	塩谷郡藤原町内 国有林日光森林管理署 1林班、5林班から14林班まで、41林班、62林班から 63-II林班まで、65林班から67林班まで、101林班、 116林班から118林班まで及び135林班の各一部 (国1,463)  塩谷郡藤原町 大字五十里、大字大原、大字川治、大字小佐越、大字 高原、大字滝及び大字藤原の各一部 (国 240 公 43 私 983)	2,729	
		小 計	19,473
群 馬 県	利根郡片品村 大字東小川の一部 (私1,363)	1,363	
		小 計	1,363
合 計		20,836	

(表 1 4 : 第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域	域
日光火山群	栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 1045林班、1046林班、1048林班、1055林班、1056林班、1066林班、1067林班、1078林班から1081林班まで、1083林班、1084林班、1095林班、1096林班、1131林班及び1132林班の全部並びに1052林班、1054林班、1061林班から1063林班まで、1065林班、1068林班、1072林班から1075林班まで、1077林班、1082林班、1085林班、1088林班、1089林班、1097林班から1100林班まで、1102林班、1104林班から1106林班まで、1108林班から1111林班まで、1130林班及び1133林班から1137林班までの各一部 (国3, 253)	
	栃木県日光市 中宮祠及び湯元の各一部	(国 83) (私2, 203)
	栃木県今市市内 国有林日光森林管理署 72林班の一部	(国 90)
	栃木県塩谷郡栗山村内 国有林日光森林管理署 50林班から58林班までの各一部	(国1, 612)
	栃木県塩谷郡栗山村 大字川俣の一部	(私1, 204)
霧降滝	栃木県日光市 所野の一部	(私 50)
	栃木県今市市 瀬尾の一部	(私 103)
東照宮	栃木県日光市 上鉢石町、山内、匠町、日光、花石町、本町及び安川町の各一部	(国 6) (私 170)
いろは坂周辺	栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 616林班の一部	(国 181)
	栃木県日光市 丹勢及び細尾町の各一部	(国 1) (私 143)
寂光滝	栃木県日光市 日光の一部	(私 3)
裏見滝	栃木県日光市 日光の一部	(私 4)

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>火山地形とコメツガ等の良好な自然植生で構成される日光火山群地域の優れた自然景観を呈した地区である。 旧計画：一部未区分特別地域、一部第3種特別地域</p>	<p>8, 445 (国 5,038) (私 3,407)</p>
<p>クリ、ミズナラの良好な自然植生等で構成される霧降滝一帯の良好な自然景観を呈する地区である。 旧計画：一部未区分特別地域、一部公園区域外</p>	<p>153 (私 153)</p>
<p>特別保護地区である東照宮地区を取り囲み、主要な利用道路及び利用拠点から望見される東照宮周辺地区である。 旧計画：一部未区分特別地域、一部普通地域</p>	<p>176 (国 6) (私 170)</p>
<p>クリ、ミズナラ等の良好な植生等で構成されるいろは坂周辺の優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：一部未区分特別地域、一部普通地域</p>	<p>325 (国 182) (私 143)</p>
<p>第1種特別地域に隣接した寂光滝一帯の優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>3 (私 3)</p>
<p>第1種特別地域に隣接した裏見滝一帯の優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>4 (私 4)</p>

(表 1 4 : 第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
中宮祠集団施設地区一帯	栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 1106林班及び1107林班の各一部 (国 127)
	栃木県日光市 中宮祠の一部 (私 70)
黒檜岳北側斜面	栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 1113林班及び1115林班の全部並びに1112林班、1114林班及び1116林班 から1119林班までの各一部 (国 614)
黒部西川線道路(車道) 沿線	栃木県塩谷郡栗山村内 国有林日光森林管理署 24林班、25林班及び136林班から138林班までの各一部 (国 344)
	栃木県塩谷郡栗山村 大字土呂部、大字西川及び大字湯西川の各一部 (国 69) (公 183) (私 2,249)
川治女夫湯温泉線道路 (車道) 沿線	栃木県塩谷郡栗山村内 国有林日光森林管理署 15林班、16林班、22-I林班、27-I林班から28林班まで、38林班から41林 班まで、43林班から46林班まで、48林班から50林班まで、52林班、54林 班、55林班及び61林班の各一部 (国2,691)
	栃木県塩谷郡栗山村 大字上栗山、大字川俣、大字黒部、大字野門、大字日蔭及び 大字日向の各一部 (国 34) (私 692)
鬼怒川流域	栃木県塩谷郡藤原町内 国有林日光森林管理署 1林班、8-I林班から9林班まで、12林班から14林班まで、62林班から 63-II林班まで、65林班から67林班まで、101林班及び135林班の各一部 (国 866)
	栃木県塩谷郡藤原町 大字五十里、大字大原、大字川治、大字小佐越、大字高原、大字滝及び大 字藤原の各一部 (国 240) (公 43) (私 969)

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>奥日光地域の主要な利用拠点である中宮祠集団施設地区一帯の優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>1 9 7  (国 127)  (私 70)</p>
<p>ブナ等の良好な自然植生で構成される黒檜岳北側斜面から千手ヶ原へ至る優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>6 1 4  (国 614)</p>
<p>クリ、ミズナラ、コナラなどの良好な植生がみられ、五十里湖から湯西川を経て土呂部に至る主要な公園利用道路である黒部西川線道路（車道）沿線の優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>2, 8 4 5  (国 413)  (公 183)  (私 2,249)</p>
<p>クリ、ミズナラ、コナラなどの良好な植生がみられ、川治湖から奥鬼怒温泉に至る主要な公園利用道路である川治女夫淵温泉線道路（車道）沿線の優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>3, 4 1 7  (国 2,725)  (私 692)</p>
<p>クリ、ミズナラ、コナラ等の良好な植生がみられ、鬼怒川温泉、竜王峡、五十里湖等の主要な景観要素を含む鬼怒川流域の優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>2, 1 1 8  (国 1,106)  (公 43)  (私 969)</p>

(表 1 4 : 第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
塩原藤原線道路(車道) 沿線	栃木県塩谷郡藤原町 国有林日光森林管理署 6林班、7林班及び9林班から11林班まで、116林班及び118林班の各一部 (国 294)  栃木県塩谷郡藤原町 大字高原及び大字藤原の各一部 (私 14)
高原山	栃木県塩谷郡藤原町内 国有林日光森林管理署 5林班、6林班及び10林班、41林班及び117林班の各一部 (国 303)
庚申・皇海山	栃木県上都賀郡足尾町内 国有林日光森林管理署 252林班の全部並びに251林班及び256林班から258林班までの各一部 (国 565)
丸沼・菅沼	群馬県利根郡片品村 大字東小川の一部 (私1,363)
合 計	

地 区 の 概 要	面 積(ha)
<p>塩原と鬼怒川を結ぶ主要な公園道路である塩原藤原線道路（車道）（日塩有料道路）沿線の優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>3 0 8 (国 294) (私 14)</p>
<p>コメツガ、ブナの良好な自然植生等で構成される高原山西側斜面の優れた自然景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>3 0 3 (国 303)</p>
<p>クリ、ミズナラ等の良好な植生で構成される庚申山周辺の優れた自然環境を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>5 6 5 (国 565)</p>
<p>クリ、ミズナラ等の良好な植生で構成される丸沼、菅沼周辺の優れた自然環境を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>1, 3 6 3 (私 1,363)</p>
	<p>2 0, 8 4 1</p>

④ 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表15：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
栃 木 県	日光市内 国有林日光森林管理署 1086林班及び1087林班の全部並びに1082林班、1085林班、1088林班、1089林班、1099林班、1102林班及び1140林班の各一部 (国 227)	1,255	
	日光市 清滝、清滝桜ヶ丘町、清滝町、山内、丹勢、中宮祠、所野、日光、萩垣面及び細尾町の各一部 (国 201) (公 220) (私 607)		
	上都賀郡足尾町内 国有林日光森林管理署 253林班から255林班までの全部並びに263林班の一部 (国 1,348)	1,348	
	塩谷郡栗山村内 国有林日光森林管理署 15林班、22-I林班から24林班まで、26林班、27-I林班、49林班、58林班、61林班及び136林班から138林班までの各一部 (国 900)	936	
	塩谷郡栗山村 大字黒部、大字土呂部及び大字西川の各一部 (私 36)		
塩谷郡藤原町内 国有林日光森林管理署 13林班、14林班、62林班から63-II林班まで、66林班及び101林班の各一部 (国 586)	604		
塩谷郡藤原町 大字大原及び大字滝の各一部 (私 18)			
		小 計	4,143

(表 1 5 : 第 3 種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
群 馬 県	利根郡片品村 大字東小川の一部	1 7 0	
		小 計	1 7 0
合 計		4, 3 1 3	

(表 16 : 第 3 種特別地域内訳表)

名 称	区 域	
光徳周辺	栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 1082林班の一部	(国 50)
太郎山山麓	栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 1086林班及び1087林班の全部並びに1085林班、1088林班、1089林班、 1099林班及び1102林班の各一部  栃木県日光市 中宮祠の一部	(国 172)  (国 201)
霧降高原	栃木県日光市 所野の一部	(公 220) (私 290)
日光栗山線道路(車道) 沿線	栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 1140林班の一部  栃木県日光市 所野及び萩垣面の各一部	(国 56)  (私 57)
山内	栃木県日光市 山内及び日光の各一部	(私 45)
裏見滝	栃木県日光市 日光の一部	(私 2)
鳴虫山山麓	栃木県日光市 日光の一部	(私 121)
日光片品線道路(車道) 沿線	栃木県日光市 清滝、清滝桜ヶ丘町、清滝町、丹勢及び細尾町の各一部	(私 92)
黒部西川線道路(車道) 沿線	栃木県塩谷郡栗山村内 国有林日光森林管理署 22-II林班から24林班まで、26林班、27-I林班及び136林班から138林班ま での各一部  栃木県塩谷郡栗山村 大字黒部、大字土呂部及び大字西川の各一部	(国 276)  (私 24)

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>利用拠点として重要な光徳地区周辺であり、カラマツ等の良好な植生がみられる地区である。 旧計画：第3種特別地域</p>	<p>5 0 (国 50)</p>
<p>太郎山山麓に位置し、カラマツ等の良好な森林植生がみられる地区である。 旧計画：第3種特別地域</p>	<p>3 7 3 (国 373)</p>
<p>カラマツ等の良好な植生がみられる霧降高原一帯の良好な森林景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>5 1 0 (公 220) (私 290)</p>
<p>日光山内に隣接する稲荷川橋から霧降滝に至る主要な公園利用道路である日光栗山線道路（車道）沿線の良好な森林景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>6 3 (国 6) (私 57)</p>
<p>特別保護地区である東照宮地区に連続する滝尾神社、白糸の滝一帯の地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>4 5 (私 45)</p>
<p>クリ、ミズナラ等の良好な植生が見られる裏見滝周辺の良好な森林景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>2 (私 2)</p>
<p>利用拠点である日光山内や主要な公園利用道路である日光片品線道路（車道）（国道120号）沿線からの展望対象である鳴虫山北側斜面の良好な森林景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>1 2 1 (私 121)</p>
<p>主要な公園利用道路である日光片品線道路（車道）（国道120号）沿線の良好な森林景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>9 2 (私 92)</p>
<p>クリ、ミズナラ、コナラ等の良好な自然植生が見られ、主要な公園利用道路である黒部西川線道路（車道）沿線の良好な森林景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>3 0 0 (国 276) (私 24)</p>

(表 1 6 : 第 3 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
川治女夫溺温泉線道路 (車道)沿線	栃木県塩谷郡栗山村内 国有林日光森林管理署 15林班、22-I林班、22-II林班、49林班及び61林班の各一部 (国 509) 栃木県塩谷郡栗山村 大字黒部の一部 (私 12)
下唐沢上流部	栃木県塩谷郡栗山村 国有林日光森林管理署 58林班の一部 (国 114)
鬼怒川流域	栃木県塩谷郡藤原町内 国有林日光森林管理署 13林班、14林班、62林班から63-II林班まで、66林班及び101林班の各一部 (国 586) 栃木県塩谷郡藤原町 大字大原及び大字滝の各一部 (私 14)
三俣山及び皇海山東側 斜面	栃木県上都賀郡足尾町内 国有林日光森林管理署 253林班から255林班までの全部及び263林班の一部 (国1, 348)
座禅山北麓	群馬県利根郡片品村 大字東小川の一部 (私 170)
合 計	

地 区 の 概 要	面 積(ha)
<p>クリ、ミズナラ、コナラ等の良好な自然植生がみられ、主要な公園利用道路である川治女夫淵温泉線道路（車道）沿線の良好な森林景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>5 2 1 (国 509) (私 12)</p>
<p>赤薙山北東側の山腹に位置し、クリ、ミズナラ等の良好な植生がみられる下唐沢上流地域の良好な森林景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>1 1 4 (国 114)</p>
<p>クリ、ミズナラ等の良好な植生がみられる鬼怒川流域の良好な森林景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>6 0 4 (国 586) (私 18)</p>
<p>コメツガ、クリ、ミズナラ等の良好な植生がみられる三俣山及び皇海山の東側斜面の良好な森林景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>1, 3 4 8 (国 1,348)</p>
<p>主要な公園利用道路である日光片品線道路（車道）（国道120号）からの展望対象である座禅山北麓の良好な森林景観を呈する地区である。 旧計画：未区分特別地域</p>	<p>1 7 0 (私 170)</p>
	<p>4, 3 1 3</p>

⑤ 指定湖沼

汚排水の排出の規制に係る湖沼を次のとおりとする。

(表 17 : 指定湖沼表)

名 称	位 置	地 域 地 区
五色沼	栃木県日光市内	特別保護地区
鬼怒沼	栃木県塩谷郡栗山村内	特別保護地区

⑥ 乗入れ規制地区

車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する地域を次のとおりとする。

(表 18 : 乗入れ規制地域表)

名 称	区 域	地 種 区 分
奥 日 光	<p>栃木県日光市内            国有林日光森林管理署            1001林班、1045林班、1046林班、1048林班、1052林班、1055林班、1056林班、1061林班、1062林班、1065林班から1068林班まで、1072林班、1073林班、1075林班から1090林班まで、1092林班から1099林班まで、1104林班から1107林班まで、1109林班から1127林班まで及び1131林班から1133林班までの全部並びに615林班、616林班、618林班、1002林班、1012林班、1013林班、1042林班、1054林班、1063林班、1074林班、1091林班、1100林班、1102林班、1103林班、1108林班、1128林班、1130林班及び1134林班から1137林班までの各一部</p> <p>栃木県日光市            清滝3丁目、丹勢、中宮祠、日光、細尾町及び湯元の各一部</p> <p>(以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。)</p>	<p>第1種特別地域            第2種特別地域            第3種特別地域</p>

湖 沼 の 概 要	面積 (h a)
<p>日光火山群中の最高峰である白根山とその東側の前白根山との中間にある堰留め湖で、最大水深4.5mである。登山道から見おろす湖面が複雑な色合いを見せることからこの名がついた。</p> <p>この周辺は、高山植物の宝庫として知られ、7～8月にはイワカガミ、ハクサンフウロ、ミヤマオダマキ、クルマユリなどが美しく咲き競う。</p>	8.7
<p>鬼怒沼山山頂近くにある湿原で、その標高は2,000mに達し、高層湿原としては日本一の高所にあるといわれている。秘境らしい幽玄のたたずまいを見せる鬼怒沼には、ヒメシャクナゲ、チングリなど100種類を越える高山植物やルリボシヤンマ、オゼイトトンボなど貴重なトンボ類が生息している。</p> <p>なお、この一帯は亜高山性自然林を含めて国の天然記念物にも指定されている。</p>	13.4

区 域 概 要	面積 (h a)
<p>当該地は、男体山、女峰山、太郎山、金精山、半月山等の日光火山郡と中禅寺湖、湯ノ湖、西ノ湖、湯滝等の湖沼・湿原・滝等が変化に富んだ多彩な景観を形成する奥日光地域の中心部である。</p> <p>当該地一帯では、ミズナラ、ブナ等の広葉樹林とアオモリトドマツ等の針葉樹林からなる豊かな森林が見られる。</p> <p>豊かな森林と多彩な自然に恵まれたこの地域には、ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンカモシカ、ニホンザル等の大型哺乳動物をはじめ鳥類、昆虫類に至るまで豊富な野生動物が生息する。</p> <p>近年、当該地に於いては、四輪駆動車等の森林内への進入、中禅寺湖における動力船の急増等により、自然植生地の荒廃、湖水の水質汚濁、騒音による野生動物への悪影響等が生じ、自然環境の保全上問題となっている。</p> <p>本指定地域は、上記の貴重な自然環境の保護を図るため、四輪駆動車等の乗入れ等による自然環境への悪影響が生じている地域及びそのおそれが大きくなっている地域を選定したものである。</p>	13,865

(イ) 普通地域

普通地域の区域は次のとおりである。

(表 19 : 普通地域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)					
栃 木 県	日光市内 国有林日光森林管理署 614林班、1003林班、1009林班、1014林班、1015林班、1017林班から1038林班まで、1040林班、1041林班、1138林班及び1139林班の全部並びに615林班から618林班まで、1002林班、1012林班、1013林班、1108林班、1130林班、1134林班から1137林班まで及び1140林班の各一部 (国 5,173)	8, 3 7 7					
	日光市 清滝安良沢町、清滝新細尾町、清滝丹勢町、清滝中安戸町、清滝和の代町及び久次良町の全部、並びに稲荷町、上鉢石町、清滝、清滝桜ヶ丘町、清滝町、下鉢石町、匠町、丹勢、所野、中鉢石町、日光、花石町、萩垣面、細尾町、本町及び安川町の各一部 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>国</td><td>17</td></tr> <tr><td>公</td><td>5</td></tr> <tr><td>私</td><td>3,182</td></tr> </table>			国	17	公	5
	国	17					
	公	5					
	私	3,182					
今市市内 国有林日光森林管理署 72林班の一部 (国 312)	1, 0 8 2						
今市市 瀬尾及び栗原の一部 (私 770)							
上都賀郡足尾町内 国有林日光森林管理署 257林班、258林班及び263林班の各一部 (国 1,070)	1, 0 7 0						
塩谷郡栗山村内 国有林日光森林管理署 17林班から21林班まで、29林班、42林班及び59-I林班から60林班までの全部並びに16林班、22-II林班から28林班まで、38林班から41林班まで、43林班、46林班から58林班まで、61林班、70-I林班、136林班から138林班まで及び500林班の各一部 (国15,632)	2 1, 4 0 0						
塩谷郡栗山村 大字上栗山、大字川俣、大字黒部、大字土呂部、大字西川、大字野門、大字日蔭、大字日向及び大字湯西川の各一部 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>国</td><td>197</td></tr> <tr><td>公</td><td>907</td></tr> <tr><td>私</td><td>4,664</td></tr> </table>			国	197	公	907	私
国	197						
公	907						
私	4,664						

(表 19 : 普通地域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
	塩谷郡藤原町内 国有林日光森林管理署 4林班、64林班、102林班、103林班及び119林班の全部並びに1林班から3林班まで、5林班から14林班まで、41林班、62林班、63-1林班、65林班から67林班まで、116林班から118林班まで、135林班及び500林班の各一部 (国 6,649)	8,358	
	塩谷郡藤原町 大字五十里、大字大原、大字柄倉、大字小佐越、大字高德、大字高原、大字滝及び大字藤原の各一部 (公 396) (私 1,313)		
		小 計	40,287
群馬県	利根郡片品村 国有林利根沼田森林管理署 77林班の一部 (国 134)	1,865	
	利根郡片品村 大字東小川の一部 (国 25) (私 1,706)		
		小 計	1,865
合 計		42,152	

(5) 施設計画

ア 保護施設計画

保護施設を次のとおりとする。

(表 20 : 保護施設表)

番号	種 類	位 置
1	植生復元施設	栃木県日光市 (白根山)
2	植生復元施設	栃木県日光市 (戦場ヶ原)
3	砂防施設	栃木県日光市 (戦場ヶ原)
4	防火施設	栃木県日光市 (戦場ヶ原)
5	植生復元施設	栃木県日光市 (小田代原)
6	砂防施設	栃木県日光市 (小田代原)
7	防火施設	栃木県日光市 (小田代原)

整 備 方 針	旧計画との関係
白根山の歩道沿いの植生の荒廃の防止及び高山植物の復元を図る。	平 9. 9. 18告示
戦場ヶ原の乾燥化の防止及び湿原植物等の復元を図る。	平 9. 9. 18告示
戦場ヶ原への土砂流入の防止を図る。	平 9. 9. 18告示
戦場ヶ原及び隣接する森林の火災防止を図る。	平 9. 9. 18告示
小田代原の乾燥化の防止及び草原植物の復元を図る。	平 9. 9. 18告示
小田代原への土砂流入の防止を図る。	平 9. 9. 18告示
小田代原及び隣接する森林の火災防止を図る。	平 9. 9. 18告示

イ 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表 2 1 : 集団施設地区表)

番号	名称	区 域	計 画 目 標
1	湯 元	栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 1065林班から1068林班 まで及び1091林班の各 一部  栃木県日光市 湯元の一部	<p>当該地区は、日光片品線道路（車道）（国道120号線）沿線で、戦場ヶ原、切込湖・刈込湖、白根山等の日光地域を代表する景観区内にあって、静寂な自然に囲まれた湯ノ湖畔に位置し、地区内からは豊富な温泉も湧出する。</p> <p>この恵まれた自然環境や良好なアクセスを生かし、奥日光の自然探勝利用の基地として、また、温泉を利用した保健休養の場として、快適な滞在型利用空間を形成するための施設を計画するものとする。</p>

整備計画区及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)	旧計画との関係
東部整備計画区	<p>宿舎、売店等が立地し、市街化した計画区である。高密度の施設整備を許容するが、街並み再整備等を推進し、情緒ある温泉街として快適な施設空間の形成を図ることとし、必要に応じて施設の再配置等を促進する。</p> <p>宿舎、売店のほか、小規模な園地等を整備する。</p>	4.8	<p>一般計画 昭24. 10. 15決定</p> <p>区域 昭32. 10. 1指定 昭37. 6. 4変更 平 4. 1. 31変更</p>
中部整備計画区	<p>樹林地の中に宿舎、公共施設、管理施設等が立地している計画区である。</p> <p>樹木の保存・配置に留意しつつ静かで落ち着いたあな宿泊空間の形成を図る。</p> <p>計画区東側は、地区利用者の案内・誘導、情報提供等を図るため、広場、駐車場、博物展示施設等の公的施設を中心に整備する。</p> <p>計画区中央部は、既存の宿舎を中心に整備する。</p> <p>計画区南西側は、国民休暇村として整備する。</p> <p>計画区西側は、既存の野営場を中心に整備する。</p> <p>計画区北西側は、東部整備計画区からの宿舎移転のための、また、一部は地区内従業員の共同住宅等のための敷地とする。</p> <p>計画区南端は、既存の公共下水道処理場のための敷地とする。</p>	33.3	<p>詳細計画 昭34. 10. 26決定 昭37. 6. 4変更 平 4. 1. 31変更 平 9. 9. 18変更</p>
西部整備計画区	<p>既存のスキー場を主体とする計画区である。</p> <p>既存施設を中心に家族連れでも楽しめる安全で快適なスキーコースを整備する。</p> <p>スキーコースの整備にあたっては、樹林等の保護に留意する。</p> <p>併せて、夏期に索道を利用して、ゲレンデ内の高山植物を観察するための施設等を整備する。</p>	57.0	
湖畔整備計画区	<p>湯ノ湖畔及び背後の樹林からなる計画区である。</p> <p>景観眺望、休憩、散策等湖畔の自然に親しむための空間の形成を図る。</p> <p>地区内の宿泊施設等との連絡に配慮しつつ、樹林地から湖畔まで一体的な園地、園路を整備する。</p> <p>計画区北西側は、国民休暇村と一体的な園地として整備する。</p>	4.8	
湯元泉源整備計画区	<p>地区北東部に位置し、温泉の湧出地や湿地を含む計画区である。</p> <p>泉源の保全を図りつつ、温泉現象等を楽しむ空間の形成を図る。</p> <p>泉源を巡る散策のための園路等を整備する。</p>	2.5	

番号	名称	区 域	計 画 目 標

整備計画区及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)	旧計画との関係	
金精沢整備計画区	<p>地区北西側の金精沢流域で、良好な樹林が残された計画区である。</p> <p>自然探勝を主体とする計画区として整備を図る。</p> <p>歩道及びクロスカントリースキーコースを整備する。</p> <p>歩道の整備に当たっては、冬期のクロスカントリースキー利用に留意する。</p>	17.7		
排水施設	<p>既存の公共下水道の整備を推進し、湯ノ湖及び地区の自然環境の保全を図る。</p>			
道 路	<p>上記に示すものの他、地区内各施設間、地区外の公園利用施設との連絡を図るため歩道等を整備し、適切な利用の誘導を図る。</p>			
面積計				
		国	公	私
		111.8	0.2	8.2
		120.2		

(表 2 1 : 集団施設地区表)

番号	名 称	区 域	計 画 目 標
2	光 徳	栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 1083林班、1084林班、 1088林班及び1089林班 の各一部  栃木県日光市 中宮祠の一部	<p>当該地区は、戦場ヶ原、切込湖・刈込湖、白根山等の日光地域を代表する景観区内にあって、日光片品線道路（車道）（国道120号線）から逆川川俣線道路（車道）を少し入った、戦場ヶ原の北側で、三岳南東麓に広がる標高約1,450mの丘陵地に位置し、一帯にはシラカンバ、ミズナラ等の樹林地が広がる。利用形態は、夏期は切込湖・刈込湖、涸沼等へのハイキング、冬期はクロスカントリースキーの基地として利用が盛んである。</p> <p>この恵まれた自然環境や良好なアクセスを生かし、奥日光の自然に親しむための基地として、快適な利用空間を形成するための施設を計画する。</p>

整備計画区及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)	旧計画との関係
東部整備計画区	<p>ブナやカラマツ等の樹林地の中に位置する計画区である。</p> <p>樹林に囲まれたオートキャンプも可能な野営場を中心に、園地、歩道等を冬期のクロスカントリースキー利用に配慮しつつ整備する</p> <p>計画区西側は、地区利用者の案内・誘導、情報提供等を図るため、駐車場、標識類等の公的施設を中心に整備する。</p> <p>なお、整備に当たっては樹林の保存に留意する。</p>	72.0	<p>一般計画 昭34. 10. 26決定</p> <p>区域 昭36. 7. 1指定 平 9. 9. 18変更</p> <p>詳細計画 昭36. 7. 1決定 平 9. 9. 18変更</p>
西部整備計画区	<p>園地、駐車場、宿舎等を主体とする計画区である。</p> <p>隣接する牧場の利用、切込湖・刈込湖方面散策等を中心に冬期のクロスカントリースキー利用に配慮しつつ、園地、歩道等の施設を整備する。</p> <p>なお、整備に当たっては樹林の保存に留意する。</p>	28.9	
道路	<p>上記に示すもののほか、地区内各施設間、地区外の公園計画施設との連絡を図るための歩道等を整備し、適切な利用の誘導を図る。</p>		
面積計		国	私
		100.9	—
		100.9	

(表 2 1 : 集団施設地区表)

番号	名 称	区 域	計 画 目 標
3	中宮祠	栃木県日光市内 国有林日光森林管理署 1106林班、1127林班及 び1128林班の各一部  栃木県日光市 中宮祠の一部	<p>当該地区は、日光片品線道路（車道）（国道120号線）沿線で、中禅寺湖畔に位置し、付近には、華厳滝や二荒山神社、立木観音等古い歴史を持つ社寺もみられる。</p> <p>また、本地区は、中禅寺湖畔で、豊かな自然を有する奥日光の入り口部にあたり、バスターミナルや船着場等があって、自然探勝の出発地ともなっている。</p> <p>この恵まれた自然・歴史的環境や良好なアクセスを生かし、奥日光の自然探勝に必要な各種情報の提供、利用者の案内、誘導等を行うシステムの充実を図るとともに、奥日光探勝の拠点として快適な利用空間を形成するための施設を計画するものとする。</p>

整備計画区及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)	旧計画との関係
中部整備計画区	<p>宿舎、売店等が立地し、市街化した計画区である。 高密度の土地利用を許容するが、街並みの統一及び既存の宿舎の移転や施設再配置等を推進し、快適な利用空間の形成を図る。 宿舎、売店のほか、地区の山側には、利用者のための駐車場を整備する。</p>	18.1	<p>一般計画 昭24. 10. 15決定</p> <p>区域 平 4. 1. 31指定</p>
歌ヶ浜整備計画区	<p>立木観音に続く道路沿いに売店等が既に立ち並ぶ計画区である。 高密度の土地利用を許容するが、街並みの統一等を推進し、快適な利用空間を整備する。</p>	5.0	<p>詳細計画 平 4. 1. 31決定 平 9. 9. 18変更</p>
大平整備計画区	<p>博物展示施設、バスターミナル等の施設があり、奥日光の自然探勝利用の起点として重要な計画区である。 公的施設を中心に、緑地の配置に留意し、落ちつきのある入り口空間の形成を図る。 各種情報の提供、利用者の効果的な案内・誘導のための施設等を整備する。</p>	7.5	
丸山整備計画区	<p>保養所等が立地する計画区である。 樹木の保存、車道等からの眺望景観の保全等に留意しつつ落ちついた利用空間の形成を図る。 中禅寺湖岸の景観保全のため、移転が必要な保養所等を限定的に受け入れることとする。</p>	14.1	
湖畔整備計画区	<p>二荒山神社前から歌ヶ浜に続く中禅寺湖畔で、湖周遊船、ローボート等の棧橋がある計画区である。 水面利用や景観展望、休憩、散策等湖畔の自然に親しむための空間の形成を図る。 既存の棧橋の整理統合、施設の移転、再配置等を推進し、快適な園地空間を整備する。</p>	7.4	
二荒山神社前整備計画区	<p>二荒山神社西側に位置し、中禅寺湖を見渡す小高い丘に園地、休憩所等が立地する計画区である。 神社前の雰囲気保持に留意しつつ、休憩、景観展望等のための園地等を整備する。</p>	2.6	
北部整備計画区	<p>中宮祠集落地の背後に広がる良好な樹林地からなる計画区である。 自然探勝を主体とする地区として整備を図る。 既存の宿舎等との連絡に配慮しつつ歩道等を整備する。</p>	6.0	

番号	名称	区 域	計 画 目 標

整備計画区及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)	旧計画との関係	
東部整備計画区	運動施設やゴミ処理施設、下水道処理施設等がある計画区である。 車道等からの眺望景観の保全に留意しつつ、既存施設等を整備し、拡充を図る。	10.2		
西部整備計画区	樹林地の中に保養所が一棟ある落ちついた環境を有する計画区である。 中部整備計画区等の街並み再整備のための移転が必要な既存の宿舎を受け入れるための敷地として、風致の保護に特に留意しつつ、樹林地の中の静かな宿泊施設等として整備する。	10.8		
西南部整備計画区	道路沿線に広がるミズナラ等の良好な森林が生育する計画区である。 道路沿線の景観を保全するため、森林の保存を図る。 西部整備計画区等と公園計画車道との連絡を図るための必要最小限の道路を整備する。	9.5		
道路	上記に示すもののほか、地区内各施設間、地区外の公園計画施設との連絡を図るための歩道等を整備し、適切な利用の誘導を図る。			
面積計				
		国	公	私
		35.6	—	55.6
		91.2		

(表 2 1 : 集団施設地区表)

番号	名 称	区 域	計 画 目 標
4	鬼怒川	栃木県塩谷郡藤原町 大字大原、大字滝、大字 藤原の各一部	<p>当該地区は、日光宇都宮道路によって東京方面と短時間で結ばれ、周辺を山々に囲まれた温泉街であり、地区の中央を鬼怒川が流れている。</p> <p>この恵まれた自然環境や良好なアクセスを生かし、温泉を利用した保健休養の場として、快適な滞在型利用空間を形成するための施設を計画するものとする。</p>

整備計画区	整備方針			面積(ha)	旧計画との関係
鬼怒川整備計画区	<p>鬼怒川を中心に東西を山地に囲まれた藤原町の温泉街を中心として、市街化区域の進んだ整備計画区である。</p> <p>既存の宿舎を中心に温泉街周囲を散策する歩道、駐車場、索道等の整備を図る。</p> <p>また、鬼怒川の水質を保全するために、下水道を整備する。</p>			136.4	<p>一般計画 昭32. 4. 5決定</p> <p>区域 平 9. 9.18指定</p> <p>詳細計画 平 9. 9.18決定</p>
面積計		国	公	私	
		1.8	8.3	126.3	
		136.4			

(イ) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 2 2 : 単独施設表)

番号	種類	位置
1	園地	栃木県日光市 (切込湖・刈込湖) <small>きりこみこ かりこみこ</small>
2	避難小屋	栃木県日光市 (太郎山) <small>たろうさん</small>
3	避難小屋	栃木県日光市 (女峰山) <small>にょほうさん</small>
4	汚物処理施設	栃木県日光市 (湯元)
5	園地	栃木県日光市 (霧降高原丸山)
6	スキー場	栃木県日光市 (霧降高原丸山)
7	避難小屋	栃木県日光市及び群馬県利根郡片品村 (白根山)
8	園地	栃木県日光市 (湯滝) <small>ゆたき</small>
9	園地	栃木県日光市 (霧降)
10	野営場	栃木県日光市 (霧降)
11	運動場	栃木県日光市 (霧降)
12	給水施設	栃木県日光市 (霧降)
13	園地	栃木県日光市 (三本松)
14	休憩所	栃木県日光市 (三本松)

整 備 方 針	旧計画との関係
優れた自然植生が見られる切込湖及び刈込湖周辺の散策・休憩のための園地として整備する。	平 9. 9. 18告示
太郎山登山利用者の避難小屋として整備する。	平 9. 9. 18告示
女峰山登山利用者の避難小屋として整備する。	平 9. 9. 18告示
湯元地区のごみの集積等のための施設として整備する。	平 9. 9. 18告示
霧降高原丸山の散策・休憩のための園地として整備する。	平 9. 9. 18告示
自然地形を活用した小規模なスキー場として整備する。	平 9. 9. 18告示
白根山登山利用者の避難小屋として整備する。	平 9. 9. 18告示
湯滝周辺の散策・休憩のための園地として整備する。	平 9. 9. 18告示
良好な自然環境を生かした霧降の散策・休憩のための園地として整備する。	平 9. 9. 18告示
良好な自然環境を生かした霧降の野外宿泊の拠点として整備する。	平 9. 9. 18告示
良好な自然環境を生かした霧降での運動施設として整備する。	平 9. 9. 18告示
霧降地域等の給水施設として整備する。	平 9. 9. 18告示
戦場ヶ原の優れた自然環境を生かした三本松における散策・休憩のための園地として整備する。	平 9. 9. 18告示
戦場ヶ原の優れた自然環境を生かした三本松における自然探勝利用者等のための休憩所として整備する。	平 9. 9. 18告示

(表 2 2 : 単独施設表)

番 号	種 類	位 置
1 5	博物展示施設	栃木県日光市 (三本松)
1 6	園 地	栃木県日光市 (小田代原) <small>おだしろがはら</small>
1 7	園 地	栃木県日光市 (赤沼) <small>あかぬま</small>
1 8	休 憩 所	栃木県日光市 (赤沼)
1 9	車 庫	栃木県日光市 (赤沼)
2 0	避 難 小 屋	栃木県日光市 (男体山)
2 1	園 地	栃木県日光市 (寂 光 滝) <small>じゃっこうのたき</small>
2 2	園 地	栃木県日光市 (石楠花橋) <small>しゃくなげはし</small>
2 3	園 地	栃木県日光市 (竜 頭 滝) <small>りゅうずのたき</small>
2 4	宿 舎	栃木県日光市 (竜頭滝)
2 5	ス キ ー 場	栃木県日光市 (高山ハキ平) <small>たかやまはきだいら</small>
2 6	園 地	栃木県日光市 (裏見滝) <small>うらみのたき</small>
2 7	宿 舎	栃木県日光市 (菖蒲ヶ浜) <small>しょうぶがはま</small>
2 8	野 営 場	栃木県日光市 (菖蒲ヶ浜)
2 9	給 油 施 設	栃木県日光市 (菖蒲ヶ浜)

整 備 方 針	旧計画との関係
三本松において戦場ヶ原の優れた湿原植生及び植生復元等を解説するための博物展示施設として整備する。	平 9. 9. 18告示
優れた自然環境を生かした小田代原の散策・休憩のための園地として整備する。	平 9. 9. 18告示
戦場ヶ原の優れた自然環境を生かした赤沼における散策・休憩のための園地として整備する。	平 9. 9. 18告示
戦場ヶ原の優れた自然環境を生かした赤沼における自然探勝利用者のための休憩所として整備する。	平 9. 9. 18告示
赤沼と千手ヶ浜間で運行するバス等のための車庫として整備する。	平 9. 9. 18告示
男体山登山利用者の避難小屋として整備する。	平 9. 9. 18告示
寂光滝及び周辺の散策・休憩のための園地として整備する。	平 9. 9. 18告示
戦場ヶ原の優れた自然環境を生かした、石楠花橋における散策・休憩のための園地として整備する。	平 9. 9. 18告示
竜頭滝周辺の散策・休憩のための園地として整備する。	平 9. 9. 18告示
竜頭滝周辺の自然探勝等のための滞在拠点として整備する。	平 9. 9. 18告示
現状規模を維持し、自然地形を活用したスキー場として整備する。	平 9. 9. 18告示
裏見滝周辺の散策・休憩のための園地として整備する。	平 9. 9. 18告示
中禅寺湖周辺の自然探勝等のための滞在拠点として整備する。	平 9. 9. 18告示
中禅寺湖畔の優れた自然環境を生かした野外宿泊の拠点として整備する。	平 9. 9. 18告示
中禅寺湖畔の菖蒲ヶ浜における給油施設として整備する。	平 9. 9. 18告示

(表 2 2 : 単独施設表)

番 号	種 類	位 置
3 0	宿 舎	栃木県日光市 (曲ヶ和田 <sup>きょくがわだ</sup> )
3 1	宿 舎	栃木県日光市 (日光)
3 2	休 憩 所	栃木県日光市 (山内 <sup>さんない</sup> )
3 3	博 物 館	栃木県日光市 (山内)
3 4	駐 車 場	栃木県日光市 (西参道)
3 5	宿 舎	栃木県日光市 (田母沢 <sup>たもざわ</sup> )
3 6	博物展示施設	栃木県日光市 (田母沢)
3 7	園 地	栃木県日光市 (千手ヶ浜 <sup>せんじゅがはま</sup> )
3 8	野 営 場	栃木県日光市 (千手ヶ浜)
3 9	給 油 施 設	栃木県日光市 (馬 返 <sup>うまがえし</sup> )
4 0	園 地	栃木県日光市 (茶ノ木平)
4 1	野 営 場	栃木県日光市 (阿世瀉 <sup>あぜがた</sup> )
4 2	避 難 小 屋	栃木県上都賀郡足尾町 (皇海山 <sup>すかいさん</sup> )
4 3	園 地	栃木県上都賀郡足尾町 (庚申山 <sup>こうしんざん</sup> )
4 4	宿 舎	栃木県上都賀郡足尾町 (庚申山)

整 備 方 針	旧計画との関係
中禅寺湖周辺の自然探勝等のための滞在拠点として整備する。	平 9. 9. 18告示
輪王寺、二荒山神社及び東照宮一帯の自然及び歴史探勝の基地として整備する。	平 9. 9. 18告示
輪王寺、二荒山神社及び東照宮に代表される豊かな歴史と優れた自然を生かした休憩所として整備する。	平 9. 9. 18告示
輪王寺、二荒山神社及び東照宮に代表される日光の歴史等に関する博物館として整備する。	平 9. 9. 18告示
日光片品線道路（車道）（国道120号線）沿線における自然及び歴史探勝利用者のための駐車場として整備する。	平 9. 9. 18告示
田母沢周辺の自然探勝等のための滞在拠点として整備する。	平 9. 9. 18告示
旧田母沢御用邸を復元し、主に日光地区の歴史を解説する博物展示施設として整備する。	平 9. 9. 18告示
中禅寺湖西側の自然林に囲まれた静閑な自然環境を生かした散策・休憩のための園地として整備する。	平 9. 9. 18告示
中禅寺湖西側の自然林に囲まれた静閑な自然環境を生かした野外宿泊の拠点として整備する。	平 9. 9. 18告示
日光片品線道路（車道）（国道120号線）沿線における給油施設として整備する。	平 9. 9. 18告示
中禅寺湖、男体山等の雄大な景観を生かした、展望・休憩のための園地として整備する。	平 9. 9. 18告示
中禅寺湖南側の自然林に囲まれた静閑な自然環境を生かした野外宿泊の拠点として整備する。	平 9. 9. 18告示
皇海山登山利用者の避難小屋として整備する。	平 9. 9. 18告示
コウシンソウの自生地として知られる庚申山の優れた自然環境を生かした散策・休憩のための園地として整備する。	平 9. 9. 18告示
庚申山の自然探勝等のための滞在拠点として整備する。	平 9. 9. 18告示

(表 2 2 : 単独施設表)

番 号	種 類	位 置
4 5	園 地	栃木県塩谷郡栗山村 (湯西川)
4 6	宿 舎	栃木県塩谷郡栗山村 (湯西川)
4 7	ス キ ー 場	栃木県塩谷郡栗山村 (湯西川)
4 8	園 地	栃木県塩谷郡栗山村 (土呂部峠 <sup>どろぶ</sup> )
4 9	宿 舎	栃木県塩谷郡栗山村 (川俣温泉)
5 0	駐 車 場	栃木県塩谷郡栗山村 (川俣温泉)
5 1	給 水 施 設	栃木県塩谷郡栗山村 (川俣温泉)
5 2	園 地	栃木県塩谷郡栗山村 (見晴峠 <sup>みはらし</sup> )
5 3	宿 舎	栃木県塩谷郡栗山村 (女夫淵温泉)
5 4	駐 車 場	栃木県塩谷郡栗山村 (女夫淵温泉)
5 5	避 難 小 屋	栃木県塩谷郡栗山村 (鬼怒沼)
5 6	宿 舎	栃木県塩谷郡栗山村 (奥鬼怒温泉)
5 7	園 地	栃木県塩谷郡栗山村 (瀬戸合峡)
5 8	避 難 小 屋	栃木県塩谷郡栗山村 (温泉ヶ岳 <sup>ゆせん</sup> )
5 9	園 地	栃木県塩谷郡藤原町 (鶏頂山 <sup>けいちようざん</sup> )

整 備 方 針	旧計画との関係
山々に囲まれた静閑な自然環境を生かした散策・休憩のための園地として整備する。	平 9. 9. 18告示
山々に囲まれた静閑な自然環境や温泉を生かした自然探勝等のための滞在拠点として整備する。	平 9. 9. 18告示
自然地形を活用したスキー場として整備する。	平 9. 9. 18告示
すぐれた自然環境を生かした土呂部峠及び周辺の展望・休憩のための園地として整備する。	平 9. 9. 18告示
山々に囲まれた静閑な自然環境や温泉を生かした自然探勝等のための滞在拠点として整備する。	平 9. 9. 18告示
川治女夫淵温泉線道路（車道）沿線における、川俣温泉及び周辺自然探勝利用者のための駐車場として整備する。	平 9. 9. 18告示
川俣温泉地域の給水施設として整備する。	平 9. 9. 18告示
眼下に望まれる瀬戸合峡の景観等を生かした展望・休憩のための園地として整備する。	平 9. 9. 18告示
川治女夫淵温泉道路（車道）の終点及び周辺における、静閑な自然環境と温泉を生かした自然探勝等のための滞在拠点として整備する。	平 9. 9. 18告示
川治女夫淵温泉道路（車道）の終点における、自然探勝及び温泉利用者のための駐車場として整備する。	平 9. 9. 18告示
鬼怒沼登山利用者の避難小屋として整備する。	平 9. 9. 18告示
鬼怒川上流の自然林に囲まれた清閑な自然環境と温泉を生かした自然探勝等のための滞在拠点として整備する。	平 9. 9. 18告示
瀬戸合峡及び周辺の自然探勝利用者の散策・休憩のための園地として整備する。	平 9. 9. 18告示
温泉ヶ岳及び念仏平登山利用者の避難小屋として整備する。	平 9. 9. 18告示
鶏頂山周辺の散策・休憩のための園地として整備する。	平 9. 9. 18告示

(表 2 2 : 単独施設表)

番 号	種 類	位 置
6 0	ス キ ー 場	栃木県塩谷郡藤原町 (鶏頂山)
6 1	園 地	栃木県塩谷郡藤原町 (五十里 <sup>いかり</sup> )
6 2	休 憩 所	栃木県塩谷郡藤原町 (五十里)
6 3	駐 車 場	栃木県塩谷郡藤原町 (五十里)
6 4	園 地	栃木県塩谷郡藤原町 (白滝)
6 5	園 地	栃木県塩谷郡藤原町 (川治温泉)
6 6	宿 舎	栃木県塩谷郡藤原町 (川治温泉)
6 7	園 地	栃木県塩谷郡藤原町 (太閤 <sup>たいこう</sup> の滝 <sup>たき</sup> )
6 8	園 地	栃木県塩谷郡藤原町 (竜王峡)
6 9	休 憩 所	栃木県塩谷郡藤原町 (竜王峡)
7 0	園 地	栃木県塩谷郡藤原町 (高德 <sup>たかどく</sup> )
7 1	園 地	群馬県利根郡片品村 (丸沼)
7 2	宿 舎	群馬県利根郡片品村 (丸沼)
7 3	宿 舎	群馬県利根郡片品村 (菅沼)
7 4	休 憩 所	群馬県利根郡片品村 (菅沼)
7 5	野 営 場	群馬県利根郡片品村 (菅沼)
7 6	園 地	栃木県日光市 (菖蒲ヶ浜)

整 備 方 針	旧計画との関係
自然地形を活用したスキー場として整備する。	平 9. 9. 18告示
五十里湖周辺の展望・休憩のための園地として整備する。	平 9. 9. 18告示
五十里湖周辺の休憩所として整備する。	平 9. 9. 18告示
宇都宮米沢線道路（車道）沿線における五十里湖周辺利用者のための駐車場として整備する。	平 9. 9. 18告示
白滝周辺の散策・休憩のための園地として整備する。	平 9. 9. 18告示
川治温泉及び周辺の自然探勝利用者の散策・休憩のための園地として整備する。	平 9. 9. 18告示
山々に囲まれた清閑な自然環境と温泉を生かした自然探勝等のための滞在拠点として整備する。	平 9. 9. 18告示
太閤の滝及び周辺の自然探勝利用者の散策・休憩のための園地として整備する。	平 9. 9. 18告示
優れた渓谷美がみられる竜王峡の散策・休憩のための園地として整備する。	平 9. 9. 18告示
優れた渓谷美がみられる竜王峡の休憩所として整備する。	平 9. 9. 18告示
優れた自然環境がみられる鬼怒川高德地区の散策・休憩のための園地として整備する。	平 9. 9. 18告示
丸沼の清閑な自然環境を生かした散策・休憩のための園地として整備する。	平 9. 9. 18告示
丸沼の清閑な自然環境と温泉を生かした自然探勝等のための滞在拠点として整備する。	平 9. 9. 18告示
菅沼の清閑な自然環境を生かした自然探勝等のための滞在拠点として整備する。	平 9. 9. 18告示
菅沼の清閑な自然環境を生かした自然探勝利用者のための休憩所として整備する。	平 9. 9. 18告示
菅沼の清閑な自然環境を生かした野外宿泊の拠点として整備する。	平 9. 9. 18告示
菖蒲ヶ浜周辺の散策・休憩のための園地として整備する。	平 9. 9. 18告示

## (ウ) 道路 (車道)

車道を次のとおりとする。

(表 2 3 : 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
1	さかさがわかわまた 逆川川俣線	起点－栃木県日光市 (逆川橋・車道分岐点) 終点－栃木県塩谷郡栗山村 (川俣温泉・車道合流点)	光徳集団施設 地区、 山王峠
2	あかぬませんじゅ 赤沼千手線	起点－栃木県日光市 (赤沼・車道分岐点) 終点－栃木県日光市 (千手ヶ浜)	小田代原、 弓張峠
3	日光栗山線	起点－栃木県日光市 (神橋・国立公園境界) 終点－栃木県塩谷郡栗山村 (青柳平・車道合流点) 終点－栃木県日光市 (霧降滝)	霧降高原
4	日光片品線	起点－栃木県日光市 (神橋・国立公園境界) 終点－群馬県利根郡片品村 (東小川・国立公園境界) 終点－群馬県利根郡片品村 (丸沼温泉) 終点－栃木県日光市 (湯滝) 終点－栃木県日光市 (馬返) 終点－栃木県日光市 (清滝)	山内、馬返、 中宮祠集団施設 地区、 竜頭滝、戦場 ヶ原、湯滝、 湯元集団施設 地区、 金精峠、 菅沼、丸沼
5	あらさわこうとく 安良沢光徳線	起点－栃木県日光市 (安良沢・車道分岐点) 終点－栃木県日光市 (光徳・車道合流点)	丹勢山
6	ちゅうぐうしほんげつさん 中宮祠半月山線	起点－栃木県日光市 (中宮祠集団施設地区) 終点－栃木県日光市 (中宮祠・国立公園境界)	歌ヶ浜
7	あしおきよたき 足尾清滝線	起点－栃木県日光市 (清滝・車道分岐点) 終点－栃木県日光市 (細尾・国立公園境界)	
8	いかりこくろべ 五十里湖黒部線	起点－栃木県塩谷郡栗山村 (五十里湖・車道分岐点) 終点－栃木県塩谷郡栗山村 (黒部・車道合流点)	西川、湯西 川、土呂部
9	かわじめおとぶちおんせん 川治女夫瀧温泉 線	起点－栃木県塩谷郡藤原町 (石渡戸・車道分岐点) 終点－栃木県塩谷郡栗山村 (女夫瀧温泉)	ひなた 日向、日蔭、 黒部、川俣、 川俣温泉
1 0	宇都宮米沢線	起点－栃木県塩谷郡藤原町 (高德・国立公園境界) 起点－栃木県塩谷郡藤原町 (柄倉・国立公園境界) 終点－栃木県塩谷郡藤原町 (五十里・国立公園境界) 終点－栃木県塩谷郡藤原町 (五十里)	鬼怒川集団施設 地区、竜王 峡、川治温 泉、五十里湖
1 1	しおぼらふじはら 塩原藤原線	起点－栃木県那須郡塩原町 (関谷・国立公園境界) 終点－栃木県塩谷郡藤原町 (イノ原・車道合流点) 終点－栃木県那須郡塩原町 (門前) 終点－栃木県那須郡塩原町 (八幡町)	塩原温泉、 新湯

整備方針	旧計画との関係
戦場ヶ原北部の逆川橋から光徳、山王峠を經由し、川俣温泉に至る探勝道路として整備する。	平 9. 9. 18告示
戦場ヶ原の赤沼から小田代原、西ノ湖を經由し、千手ヶ浜に至る探勝道路とし整備する。	平 9. 9. 18告示
二荒山神社の神橋から霧降高原を經由し、川治女夫淵温泉線道路（車道）に至る探勝道路及び霧降滝への到達道路として整備する。	平 9. 9. 18告示
二荒山神社の神橋から中宮祠、戦場ヶ原を經由し、群馬県利根郡片品村方面に至る探勝道路（国道120号線）及び丸沼温泉、湯滝への到達道路として整備する。	平 9. 9. 18告示
日光市の安良沢から光徳へ至る道路として整備する。	平 9. 9. 18告示
中宮祠集団施設地区から半月山への到達道路として整備する。	平 9. 9. 18告示
日光市の清滝から足尾方面への到達道路（国道122号線）として整備する。	平 9. 9. 18告示
五十里湖畔から湯西川を經由し、川治女夫淵温泉線道路（車道）に至る探勝道路として整備する。	平 9. 9. 18告示
川治温泉方面から川俣温泉を經由し、女夫淵温泉に至る探勝道路として整備する。	平 9. 9. 18告示
栃木県今市市方面から会津若松方面への到達道路（国道121号線）として整備する。	平 9. 9. 18告示 (昭32. 4. 5告示の変更(宇都宮米沢線、中岩鬼怒川温泉線))
塩原温泉から鬼怒川、川治方面への到達道路として整備する。	平 9. 9. 18告示 (昭32. 4. 5告示の変更(塩原狩野線)、昭60. 9. 5告示の変更(塩原藤原線))

## (エ) 道路 (歩道)

歩道を次のとおりとする。

(表 2 4 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	湯元日光沢線	起点－栃木県日光市 (湯元集団施設地区) 終点－栃木県塩谷郡栗山村 (日光沢温泉・歩道合流点)	金精山、 温泉ヶ岳、 根名草山
2	湯元光徳線	起点－栃木県日光市 (湯元集団施設地区) 終点－栃木県日光市 (湯元集団施設地区) 終点－栃木県日光市 (光徳集団施設地区)	切込湖畔、 刈込湖畔、 山王峠
3	湯元白根山線	起点－栃木県日光市 (湯元集団施設地区) 終点－栃木県日光市 (五色山・歩道合流点) 終点－栃木県日光市 (五色山) 終点－栃木県日光市 (座禅山・歩道合流点) 終点－栃木県日光市 (弥陀ヶ池) 終点－栃木県日光市 (五色沼) 終点－栃木県日光市 (白根山・歩道合流点)	五色沢、 白根沢、 前白根山、 白根山、 五色山、 五色沼
4	湯ノ湖周回線	起点－栃木県日光市 (湯元集団施設地区) 終点－栃木県日光市 (湯元集団施設地区)	兎島、湯ノ湖 畔
5	霧降光徳線	起点－栃木県日光市 (霧降) 終点－栃木県日光市 (光徳) 終点－栃木県日光市 (霧降滝) 終点－栃木県日光市 (美濃原) 終点－栃木県今市市 (霧降高原丸山) 終点－栃木県日光市 (湯殿沢・歩道合流点) 終点－栃木県日光市 (山王峠・歩道合流点)	大山、 丸山、 霧降高原、 赤薙山、 女峰山、 帝釈山、 富士見峠、 太郎山
6	小田代原周回線	起点－栃木県日光市 (小田代原展望台) 終点－栃木県日光市 (小田代原展望台) 終点－栃木県日光市 (石楠花橋・歩道合流点) 終点－栃木県日光市 (小田代原) 終点－栃木県日光市 (湯川)	小田代原、 戦場ヶ原
7	おだしろせんじゅ 小田代千手線	起点－栃木県日光市 (小田代原・歩道分岐点) 終点－栃木県日光市 (千手ヶ浜・歩道合流点) 終点－栃木県日光市 (宿堂坊山頂・国立公園境界)	弓張峠、 西ノ湖畔、 千手ヶ原

整備方針	旧計画との関係
湯元集団施設地区から日光沢温泉へ至る登山道として整備する。	平 9. 9. 18告示
湯元集団施設地区から切込湖畔、刈込湖畔、逆川沿いに周回する探勝歩道として整備する。 また、湯元集団施設地区から光徳集団施設地区への探勝歩道として整備する。 なお、冬期のクロスカントリースキー利用に配慮して整備する。	平 9. 9. 18告示
栃木県側から白根山への登山道として整備する。	平 9. 9. 18告示
湯ノ湖を周回する探勝歩道として整備する。	平 9. 9. 18告示
霧降から光徳等へ至る登山道として整備する。 また、霧降から霧降滝、霧降高原等への探勝歩道として整備する。	平 9. 9. 18告示
小田代原を周回する探勝歩道として整備する。	平 9. 9. 18告示
小田代原から千手ヶ浜に至る探勝歩道及び宿堂坊山へ至る登山道として整備する。	平 9. 9. 18告示

(表 2 4 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区間	主要経過地
8	戦場ヶ原周回線	起点－栃木県日光市 (赤沼橋) 終点－栃木県日光市 (赤沼橋) 終点－栃木県日光市 (菖蒲ヶ浜・歩道合流点) 終点－栃木県日光市 (湯滝・歩道合流点)	いずみやど 泉門池、 逆川橋、 三本松
9	山内女峰山線	起点－栃木県日光市 (山内・歩道分岐点) 終点－栃木県日光市 (女峰山頂・歩道合流点)	
10	高山線	起点－栃木県日光市 (小田代原) 終点－栃木県日光市 (中禅寺湖畔・歩道合流点) 終点－栃木県日光市 (竜頭滝・歩道合流点)	高山
11	稲荷川・鳴沢周回線	起点－栃木県日光市 (神橋・国立公園境界) 終点－栃木県日光市 (萩垣面稲荷橋) 終点－栃木県日光市 (美濃原)	滝尾神社、 白糸の滝
12	裏見滝光徳線	起点－栃木県日光市 (裏見滝・歩道分岐点) 終点－栃木県日光市 (光徳集団施設地区)	荒沢、志津、 梵字滝
13	寂光滝線	起点－栃木県日光市 (田母沢) 終点－栃木県日光市 (モッコ平・歩道合流点)	寂光滝
14	鳴虫山線	起点－栃木県日光市 (西参道) 終点－栃木県日光市 (鳴虫山・国立公園境界)	含満淵
15	中宮祠野門線	起点－栃木県日光市 (中宮祠集団施設地区) 終点－栃木県塩谷郡栗山村 (野門)	男体山、 志津、 大真名子山、 小真名子山、 富士見峠
16	中禅寺湖周回線	起点－栃木県日光市 (中宮祠集団施設地区) 終点－栃木県日光市 (中宮祠集団施設地区) 終点－栃木県日光市 (半月峠・歩道合流点) 終点－栃木県日光市 (阿世瀉峠・歩道合流点)	歌ヶ浜、 砥沢、狸窪、 阿世瀉、 千手ヶ浜、 菖蒲ヶ浜
17	中宮祠阿世瀉峠線	起点－栃木県日光市 (中宮祠集団施設地区) 終点－栃木県日光市 (阿世瀉峠・歩道合流点) 終点－栃木県日光市 (細尾峠) 終点－栃木県日光市 (明智平)	茶ノ木平、 半月山、 半月峠
18	清滝富士見峠線	起点－栃木県日光市 (清滝) 終点－栃木県日光市 (富士見峠・歩道合流点)	モッコ平

整 備 方 針	旧計画との関係
戦場ヶ原の周回、並びに戦場ヶ原から菖蒲ヶ浜及び湯滝に至る探勝歩道として整備する。	平 9. 9.18告示
日光市山内から女峰山へ至る登山道として整備する。	平 9. 9.18告示
小田代原から中禅寺湖畔及び竜頭滝へ至る探勝歩道として整備する。	平 9. 9.18告示
神橋から二荒山神社北側の稲荷川及び鳴沢沿いを周回して、萩垣面等に至る探勝歩道として整備する。	平 9. 9.18告示
裏見滝から光徳集団施設へ至る登山道として整備する。	平 9. 9.18告示
田母沢からモッコ平へ至る登山道として整備する。	平 9. 9.18告示
西参道から鳴虫山へ至る探勝歩道として整備する。	平 9. 9.18告示
中宮祠集団施設地区から野門に至る登山道として整備する。	平 9. 9.18告示
中禅寺湖畔の周回、並びに中禅寺湖畔から半月峠及び阿世瀉峠へ至る探勝歩道として整備する。	平 9. 9.18告示
中宮祠集団施設地区から阿世瀉峠、細尾峠及び明智平に至る探勝歩道として整備する。	平 9. 9.18告示
清滝から富士見峠へ至る登山道として整備する。	平 9. 9.18告示

(表 2 4 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区間	主要経過地
19	庚申山 <sup>すかい</sup> 皇海山線	起点－栃木県上都賀郡足尾町 (庚申山頂・歩道分岐点) 終点－栃木県上都賀郡足尾町 (皇海山頂)	鋸山
20	首都圏自然歩道線	起点－栃木県上都賀郡足尾町 (銀山平・国立公園境界) 終点－栃木県上都賀郡足尾町 (庚申山頂・歩道合流点) 終点－栃木県上都賀郡足尾町 (庚申山南)	庚申山
21	女夫淵尾瀬沼線	起点－栃木県塩谷郡栗山村 (女夫淵温泉) 終点－栃木県塩谷郡栗山村 (黒岩山) (本来は、福島県南会津郡桧枝岐村の尾瀬沼集団施設地区が終点である。) 終点－群馬県利根郡片品村 (丸沼温泉) 終点－栃木県塩谷郡栗山村 (湯沢噴泉塔)	八丁の湯、加仁湯、日光沢温泉、鬼怒沼、鬼怒沼山、手白沢温泉、手白山、オロオソロシ沢、根名草山、湯沢峠
22	鬼怒川鶏頂山線	起点－栃木県塩谷郡藤原町 (鬼怒川集団施設地区) 終点－栃木県塩谷郡藤原町 (鶏頂山) 終点－栃木県塩谷郡藤原町 (竜王峡)	川治温泉
23	菅沼丸沼高原線	起点－群馬県利根郡片品村 (菅沼) 終点－群馬県利根郡片品村 (丸沼高原)	座禅山、弥陀ヶ池、白根山、螢塚山

整 備 方 針	旧計画との関係
庚申山から皇海山へ至る登山道として整備する。	平 9. 9.18告示
銀山平から庚申山頂及び庚申山南に至る登山道として整備する。	平 9. 9.18告示
女夫淵温泉から尾瀬沼集団施設地区、湯沢噴泉塔及び丸沼温泉に至る登山道として整備する。	平 9. 9.18告示
鬼怒川集団施設地区から鶏頂山及び竜王峡へ至る探勝歩道として整備する。	平 9. 9.18告示
菅沼及び丸沼から白根山への登山道として整備する。	平 9. 9.18告示

## (オ) 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 25 : 運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要経過地
1	霧降高原丸山線	索道運送施設	起点－栃木県日光市（霧降高原丸山） 終点－栃木県日光市（霧降高原丸山）	
2	菖蒲ヶ浜	係留施設	栃木県日光市（菖蒲ヶ浜）	
3	千手ヶ浜	係留施設	栃木県日光市（千手ヶ浜）	
4	二荒山栈橋	係留施設	栃木県日光市（中宮祠）	
6	明智平線	索道運送施設	起点－栃木県日光市（明智平） 終点－栃木県日光市（明智平展望台）	
7	中禅寺湖線	船舶運送施設	起点－栃木県日光市（中宮祠集団施設地区） 終点－栃木県日光市（菖蒲ヶ浜） 終点－栃木県日光市（千手ヶ浜）	
8	中禅寺湖周遊線	船舶運送施設	起点－栃木県日光市（中宮祠集団施設地区） 終点－栃木県日光市（中宮祠集団施設地区）	
9	山王峠八丁湯線	一般自動車道	起点－栃木県塩谷郡栗山村（於呂俱羅山東方） 終点－栃木県塩谷郡栗山村（八丁湯）	
10	鬼怒川温泉丸山線	索道運送施設	起点－栃木県塩谷郡藤原町 （鬼怒川集団施設地区） 終点－栃木県塩谷郡藤原町（丸山）	

整 備 方 針	旧計画との関係
霧降高原丸山園地の利用者のための索道（リフト）として整備する。	平 9. 9. 18告示
中禅寺湖の自然景観の観賞及び釣のための係留施設として整備する。	平 9. 9. 18告示
中禅寺湖の自然景観の観賞及び釣のための係留施設として整備する。	平 9. 9. 18告示
中禅寺湖周辺の自然景観を湖上から観賞するため及び魚釣用船の栈橋として整備する。	平 9. 9. 18告示
中禅寺湖、華厳滝及び男体山等が眺望できる明智平展望台までの索道（ロープウェイ）として整備する。	平 9. 9. 18告示
中禅寺湖の自然景観を観賞しながら、中宮祠集団施設地区、菖蒲ヶ浜及び千手ヶ浜等を周遊する船舶運送施設として整備する。	平 9. 9. 18告示
中禅寺湖の自然景観を観賞する湖上遊覧のための船舶運送施設として整備する。	平 9. 9. 18告示
山王峠から八丁の湯へ至る自動車道として整備する。	平 9. 9. 18告示
鬼怒川が眺望できる丸山山頂までの索道（ロープウェイ）として整備する。	平 9. 9. 18告示